

第二期

諏訪市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度】

令和2年3月

諏 訪 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 統計による諏訪市の状況.....	4
(1) 人口の状況.....	4
(2) 世帯の状況.....	5
(3) 子どもの人口の推移と推計.....	6
(4) 出生率・合計特殊出生率の推移.....	7
(5) 女性の労働力率の状況.....	7
(6) 婚姻の状況.....	8
第3章 計画の基本理念と施策体系	9
1 計画の基本理念.....	9
2 計画の基本目標.....	10
基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実.....	10
基本目標Ⅱ 地域社会全体での子育て支援の充実.....	10
基本目標Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり.....	10
基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり.....	10
3 施策の体系.....	11
第4章 子ども・子育て施策の展開	12
基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実.....	12
施策目標1 すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育の提供.....	12
施策目標2 認可保育所・認定こども園及び認可外保育所、学校との連携.....	13
施策目標3 保育サービスの量的拡充と円滑なサービス利用への支援.....	14
基本目標Ⅱ 地域社会全体での子育て支援の充実.....	15
施策目標1 子育てを支える地域活動の育成.....	15
施策目標2 子どもが安全に安心して遊べる環境の整備.....	16
基本目標Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり.....	17
施策目標1 子育て家庭への支援.....	17
施策目標2 安心して妊娠・出産・育児できる環境づくり.....	18
施策目標3 社会的支援を必要とする家庭への自立支援.....	20
基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり.....	25
施策目標1 男女がともに働きやすい環境の整備.....	25
施策目標2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発.....	27

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込と確保の内容..... 28

1	教育・保育等の「量の見込」と「確保方策」について.....	28
	(1) 「量の見込」の算出について.....	28
	(2) 「確保方策」について.....	28
2	提供区域の設定.....	29
3	国が示す計画の対象事業.....	29
4	教育・保育事業の実施状況.....	30
	(1) 保育園等の入所状況.....	30
	(2) 教育・保育に関する目標事業量（量の見込）.....	31
	(3) 教育・保育に関する量の見込及び確保方策.....	32
5	地域子ども・子育て支援事業.....	34
	(1) 放課後児童健全育成事業（小学生1～6年生）.....	34
	(2) 延長保育事業（18：00以降の利用）.....	35
	(3) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）.....	36
	(4) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）.....	37
	(5) 一時預かり事業（幼稚園型以外）.....	38
	(6) 地域子育て支援拠点事業.....	39
	(7) 利用者支援事業.....	40
	(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	41
	(9) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）.....	42
	(10) 子育て援助活動支援事業（ファミサポ事業：就学児対象）.....	43
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業.....	44
	(12) 養育支援訪問事業.....	45
	(13) 妊産婦健診事業.....	46
	(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進.....	47

第6章 計画の推進体制..... 48

1	計画の推進について.....	48
	(1) 庁内における連携強化.....	48
	(2) 団体・市民との連携強化.....	48
	(3) 情報提供・周知.....	48
	(4) 広域調整や県との連携.....	48
2	計画の進行管理と評価.....	49
	(1) 進行管理と評価体制の確立.....	49

資料編	50
1 アンケート調査結果からみえる現状	50
(1) 調査の概要	50
(2) 子どもと家族の状況について	50
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	52
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について	54
(5) 病気等の際の対応について	54
(6) 一時預かり等の利用状況について	55
(7) 小学校就学後の過ごさせ方について	56
(8) 育児休業制度の利用状況について	56
(9) 相談の状況について	57
(10) ご家庭での生活状況について	57
2 用語解説	60
3 計画策定経過	64
4 策定委員名簿	65

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、価値観の多様化などを背景として、核家族化などの家族形態や機能の変化・多様化、地域でのつながりの希薄化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺やいじめ問題の深刻化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。特に子育て世代の親は、多世代での交流の機会が減少し子どもに接した経験や知識が乏しい状態で大人になり、身近に相談相手がおらず、地域において孤立していたり、子育ての不安やストレスに直面していたりすることも少なくありません。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、数次の子育て支援・少子化対策を展開しています。平成24年8月には「子ども・子育て支援法^{*}」をはじめとする子ども・子育て関連3法^{*}を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育や保育施設、地域の子育て支援メニューのニーズ量の確保やサービスの質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度^{*}」をスタートさせています。また、令和元年10月からは、幼児教育の重要性や子育て世帯の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、全世代型の社会保障施策として、消費税を財源とした幼児教育・保育の無償化(以下、「幼保無償化」)が始まりました。今後は、幼保無償化が潜在的な保育需要を掘り起こすことも想定しながら、一億総活躍社会・女性活躍社会の実現を下支えする教育・保育の確保策について継続的に取り組むことが求められています。

本市では平成27年度に、当時の社会情勢やニーズ調査の結果を踏まえた教育・保育事業等の量の見込みと確保の内容を盛り込んだ「第一期子ども・子育て支援事業計画^{*}」を策定し、4本の基本目標を柱に各種の施策を総合的に推進してきました。

基本目標1『保育所・幼稚園の多様な保育及び幼児教育の充実』では、「待機児童ゼロ」を最優先課題と位置づけ、3歳未満児を中心とする保育需要の増加に対応するとともに、公立全園保育室、調理室・事務室にエアコンを設置するなど、安全で快適な保育環境の充実を推進しました。今後は保育需要の伸長に見合った保育資源を確保しながら、質の高いサービスを持続的かつ安定的に提供していくことが大きな課題となります。

基本目標2『地域社会全体での子育て支援の充実』では、子育て支援の拠点運営を通じて、「子どもの健全な遊びの場」の提供や、利用者の「仲間づくり」のきっかけづ

くりを進めました。近年、民間を主体として多様な取り組みが展開されている「子どもの居場所づくり」の活動や駅前交流テラスすわっチャオ内に設置したキッズスペースとも連携しながら、子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

基本目標 3『安心して子育てできる環境づくり』では、保健センター内に妊娠期から出産・子育て期にわたるまでさまざまな悩みに円滑に対応するため「子育て世代包括支援センター」を設置したほか、平成 31 年 4 月には、こども課内に発達支援室（係相当）を新設したうえで、子どもに関する総合的な相談支援の窓口となる「子ども家庭総合支援拠点『すわ☆あゆみステーション』」を設置し、安心して子どもが育ち、子どもが育てられる環境づくりを進めています。また、子育て家庭から要望が多かった子育て情報の一元化についても、毎月催される子ども・子育て家庭向けのイベントを「子育てイベントカレンダー」にまとめて公開したり、「子育て支援情報誌『あゆステBOOK』」を編纂して子育て家庭に向けて配布をはじめました。

基本目標 4『子育てと仕事が両立できる環境づくり』では、放課後児童クラブ*の安定的な運営に努め、就労などにより保護者がいない放課後の時間帯などに安心して生活できる場を提供したほか、病児病後児保育の時間延長などにも取り組みました。また、市内企業に対しては、男女が働きやすい職場づくりや女性の活躍の場の拡充に向けた補助事業や啓発事業なども幅広く展開しています。

このたび、令和 2 年 3 月末をもって、第一期子ども・子育て支援事業計画の推進期間が終了することから、平成 31 年 1 月に実施した保護者アンケートの結果や近年の子ども・子育てをめぐる諸情勢を踏まえて、向う 5 年間（令和 2 年度～6 年度）を計画期間とする第二期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。当該計画では、諏訪市の子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく「すべての子どもたちが幸せに輝くことができる」地域社会の実現をめざし、第一期計画に新たな視点を加えながら、引き続き子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

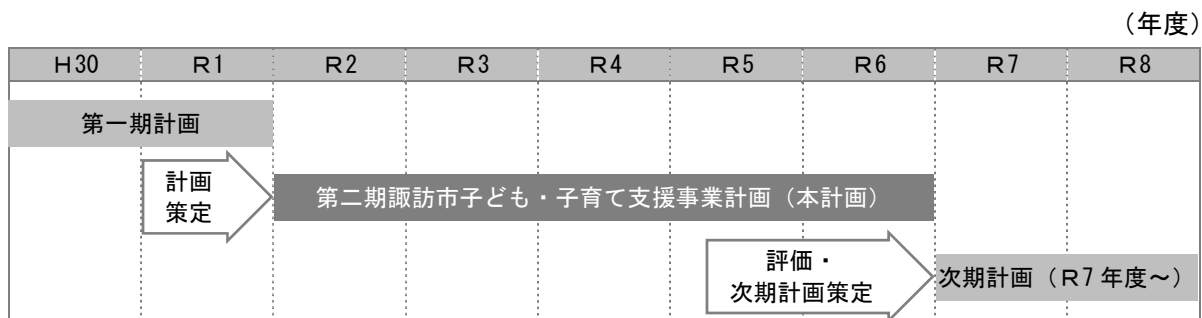
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画に位置づけられ、乳幼児期の子ども・子育て支援施策を中心に策定しており、併せて次世代育成支援対策推進法*による市町村行動計画の考え方や、子どもの貧困対策の推進に係る法律に基づく子どもの貧困対策、新・放課後子ども総合プラン*、児童虐待*防止対策等の視点についても包含した計画として乳幼児期以降の子ども・子育て支援施策をまとめたものとして策定します。

なお、本市では、総合的な上位計画である「諏訪市総合計画」や、「諏訪市地域福祉計画」、「諏訪市障がい児福祉計画」等との整合性・調和・連携を図りながら進めていきます。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。本冊子では令和2年度の事業内容を基準に掲載していますが、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の途中において本計画の見直しを行うものとします。



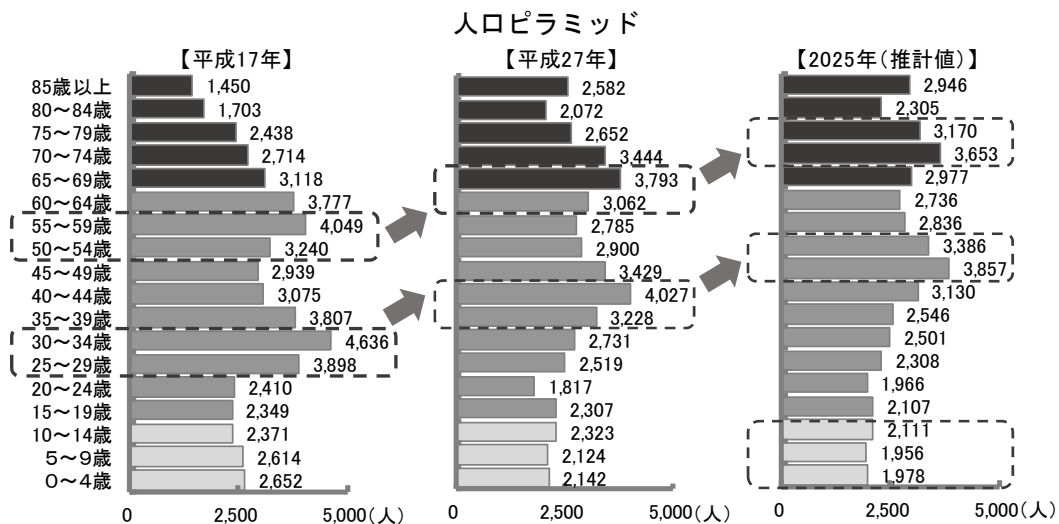
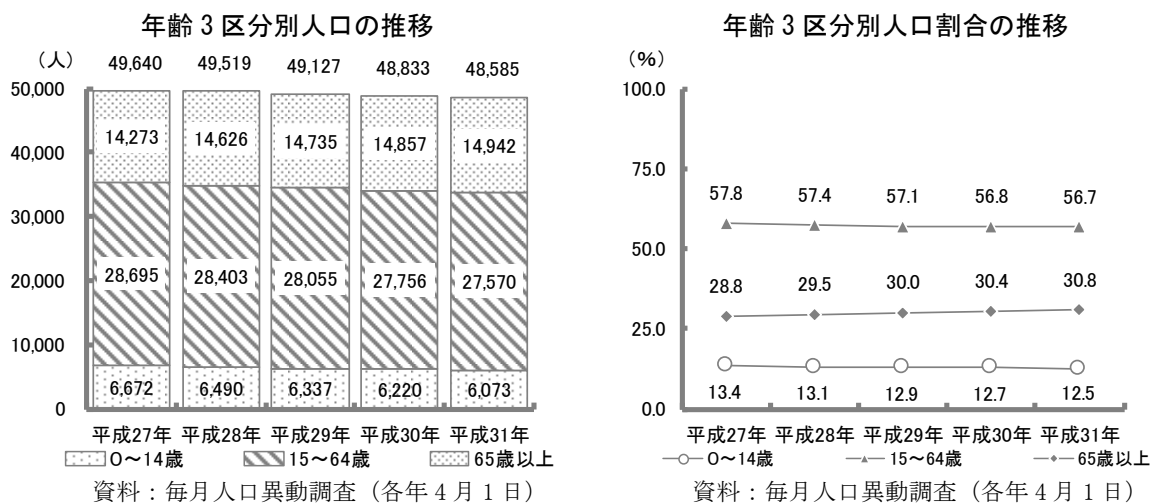
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による諏訪市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成27年から平成31年にかけて、年々減少しています。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口が減少している一方で、高齢（65歳以上）人口は増加し続けており、平成31年で高齢化率は30.8%となっています。

人口ピラミッドの推移と推計をみると、平成17年で最も多くなっていた20歳代後半～30歳代前半、50歳代が順次高齢化していくのに対し、若い世代の膨らみは増加がみられず、少子・高齢化の進行が予想されます。

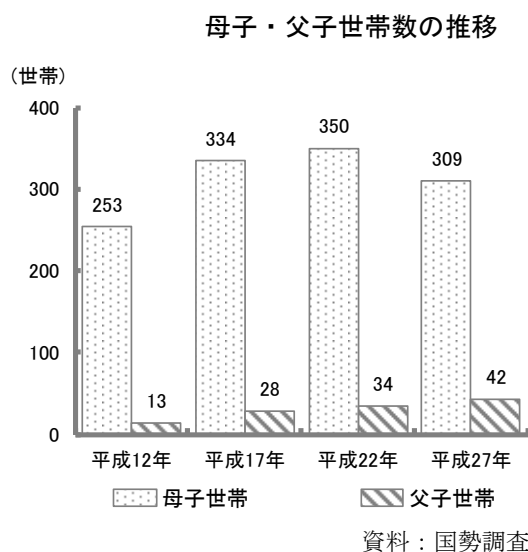
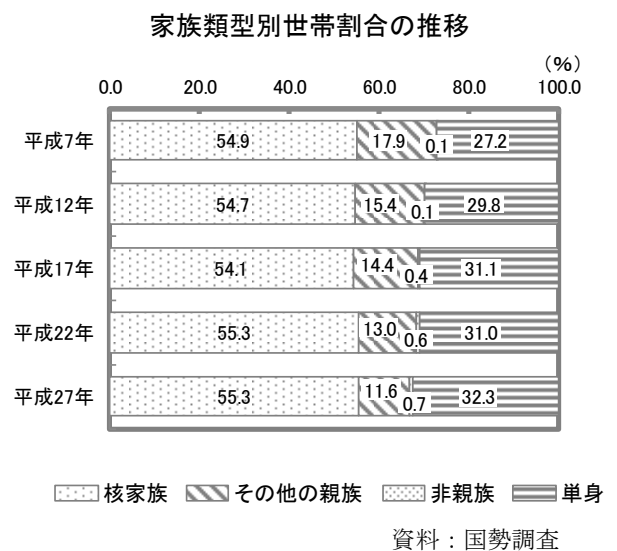
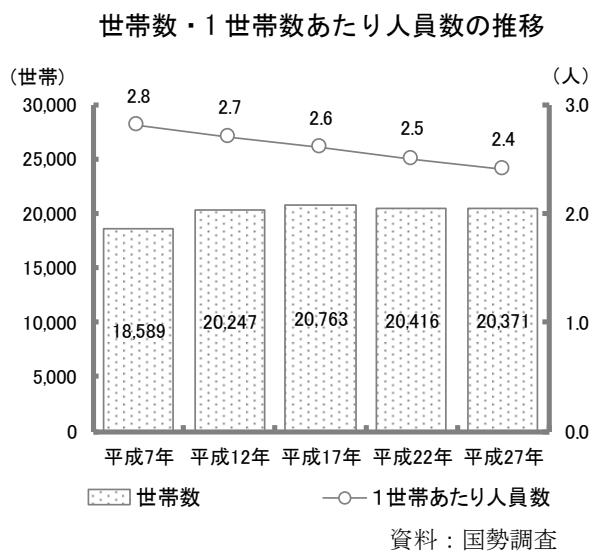


(2) 世帯の状況

世帯数・1世帯あたり人員数の推移をみると、平成7年から平成17年にかけて世帯数は増加しましたが、以降平成27年にかけて減少傾向に転じました。一方で、1世帯あたり人員数は減少が続いており、平成27年で2.4人と、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

家庭類型別世帯割合の推移をみると、核家族、単身世帯の割合が増加している一方で、核家族以外の親族世帯は減少しています。

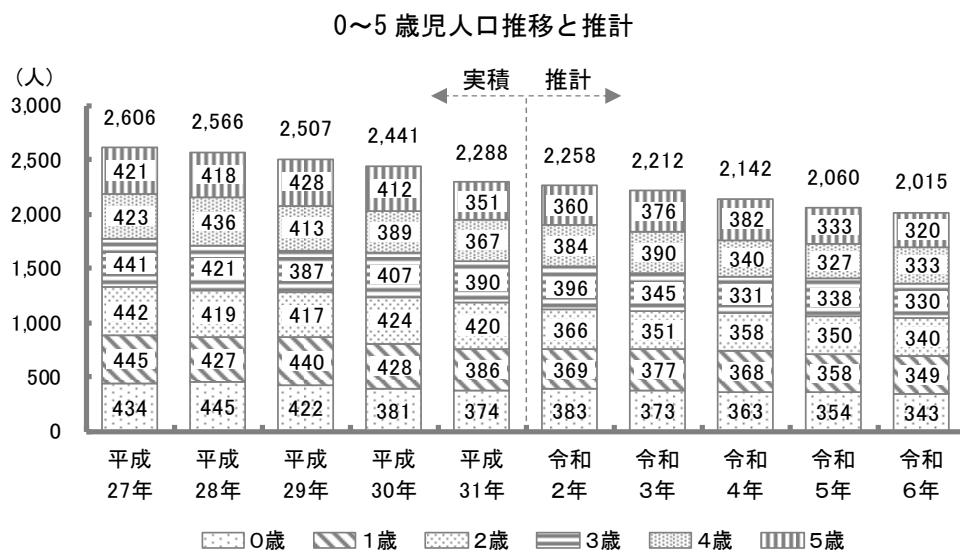
母子・父子世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加していましたが、平成27年では母子世帯が減少し309世帯、父子世帯は増加し42世帯となっています。



(3) 子どもの人口の推移と推計

① 0～5 歳児人口推移と推計

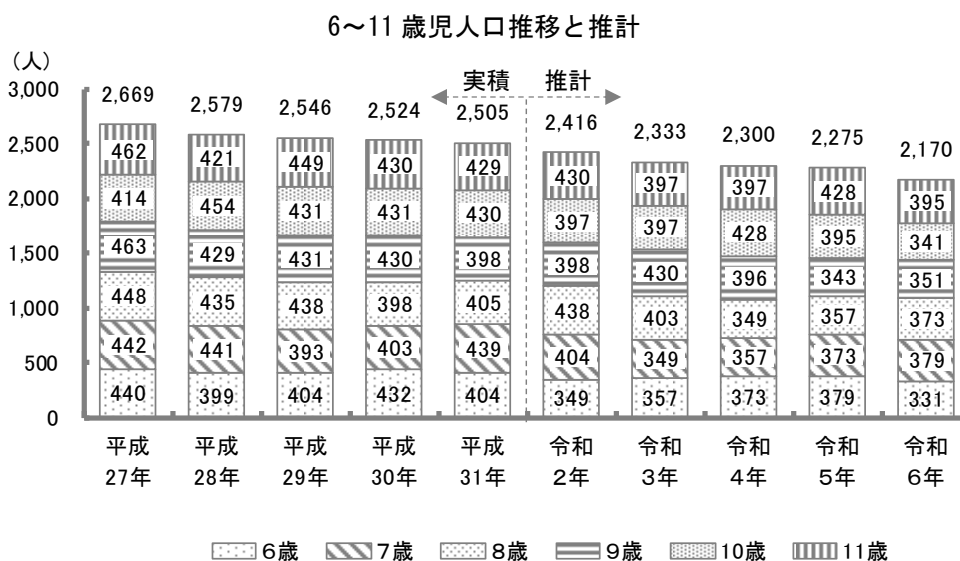
5 歳以下人口は、近年減少しており、令和 2 年以降の推計値をみても、減少していく見込となっています。



資料：平成 27 年～平成 31 年 市民課年齢別住基人口（各年 4 月 1 日現在）
令和 2 年～令和 6 年推計…コーホート変化率法*により算出

② 6～11 歳児人口推移と推計

6～11 歳児人口においても、近年減少しており、令和 2 年以降の推計値をみても、減少していく見込となっています。

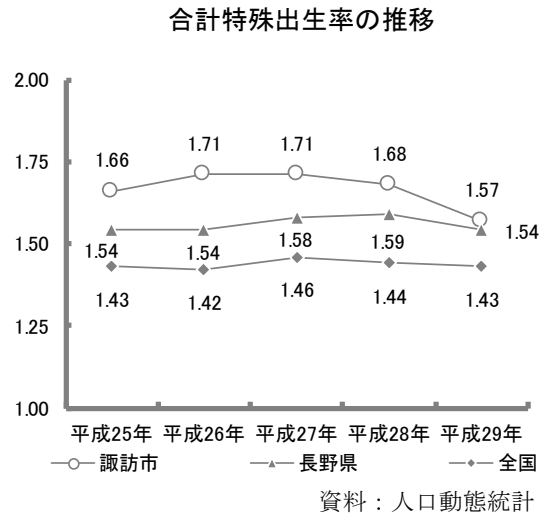
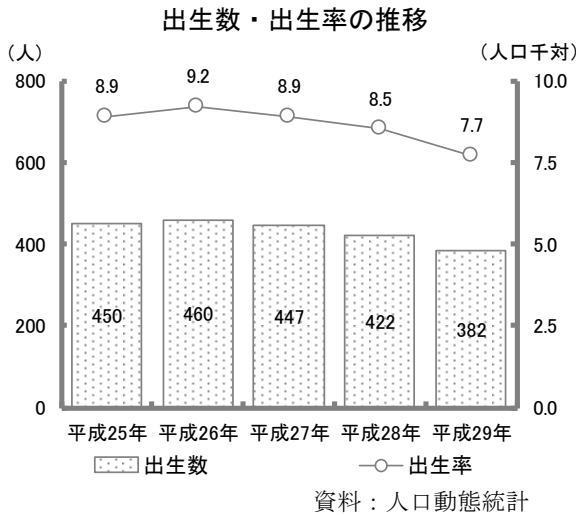


資料：平成 27 年～平成 31 年 市民課年齢別住基人口（各年 4 月 1 日現在）
令和 2 年～令和 6 年推計…コーホート変化率法により算出

(4) 出生率・合計特殊出生率の推移

出生率の推移をみると、平成26年をピークに減少傾向にあり、平成29年では7.7となっています。

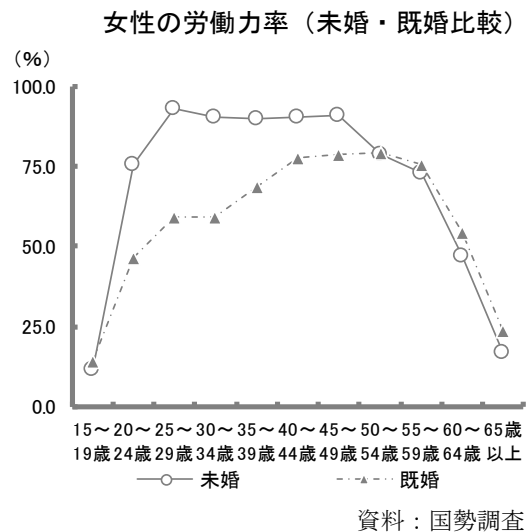
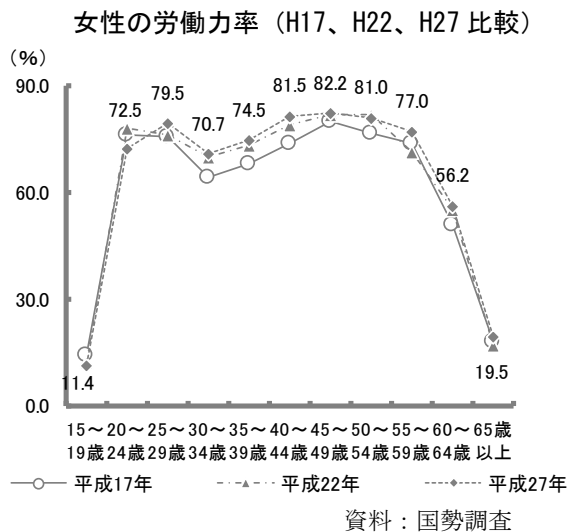
合計特殊出生率*の推移をみると、平成27年以降減少傾向にあり、平成29年では1.57となっていますが、全国・県と比較すると高い値で推移しています。



(5) 女性の労働力率の状況

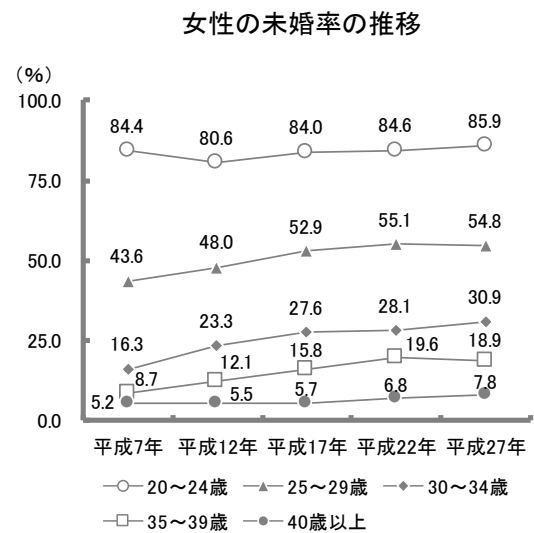
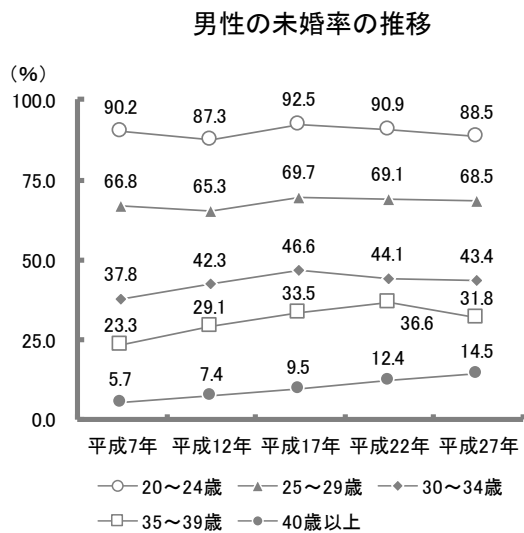
本市の女性の労働力率*は、全国的な動向と同様、30歳代前半で結婚・出産を機に一度離職し、その後復職する人が多いことを示す“M字カーブ*”を描いています。平成17年、平成22年、平成27年の労働力を比較すると、徐々にM字の谷の部分が上がってきており、結婚・出産後も働き続ける人が増加していることがうかがえます。

一方で、女性の労働力率を未婚、既婚で比較すると、20歳代前半から30歳代前半にかけて約3割の乖離がみられ、結婚や出産を機に離職する人が未だ多いことがうかがえます。



(6) 婚姻の状況

未婚率の推移をみると、男性では40歳以上、女性では30歳前半及び40歳以上は、未婚率が増加傾向にあります。一方で、男性ではそれ以外の年齢、女性では20歳後半及び30歳後半で未婚率は横ばい、減少傾向にあります。





第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においても、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していくためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という視点の、両者の視点から子育て支援を充実していくことが大切です。

本市では、「第一期子ども・子育て支援事業計画」において、「諏訪市の子どもが幸せに輝くため」を基本理念に、4つの基本目標とそれぞれの施策を掲げ、子ども・子育て支援を推進してきました。

これまで進めてきた「第一期子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承しつつ、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目指し、「諏訪市の子どもが幸せに輝くために」を本計画の基本理念に継続して掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。この基本理念を実現するために4つの基本目標を掲げ計画の推進を図り施策を展開します。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイル^{*}や価値観の変化に伴い、サービス利用が多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

子どもたちが健やかに成長できる質の高い、信頼される教育・保育施設等のサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てのニーズに合ったサービスを選択・利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援・提供体制の拡充に取り組みます。

基本目標Ⅱ 地域社会全体での子育て支援の充実

親が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができるように、地域社会全体で子育て家庭を見守る意識の醸成や、地域の身近な場所で、気軽に立ち寄ることができる子育て支援の場の提供、子育てを支える地域活動の育成や子どもが安全に安心して遊べる環境の整備を進めます。保護者にとって身近で、利用しやすい支援事業の提供を図るとともに、地域の団体との連携に取り組みます。

基本目標Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり

安心して子どもを産み、育てるためには、母親・父親と子どもの健康を増進する制度や精神的に孤立させない環境づくりが重要なほか、経済的負担の軽減、生活基盤が不安定な家庭への社会的支援・自立の促進支援を進めることが重要です。

子育てに関する相談支援・情報提供機関や健診・出産関係機関、地域との連携を図り、育児に対する不安を早期に把握し支援できるよう、妊娠・出産・子育てへの継続的支援を実施していきます。

ひとり親家庭、子どもの障がい、経済的困窮、児童虐待など、様々な要因によって社会的支援を必要とする家庭へは、きめ細やかな寄り添い支援を推進します。

基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり

安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりの観点から、多様なサービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランス^{*}の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策目標]

諏訪市の子どもが幸せに輝くために

I 多様な幼児教育・
保育の充実

1 すべての子どもへの質の高い幼児教育・
保育の提供

2 認可保育所・認定こども園及び認可外保
育所、学校との連携

3 保育サービスの量的拡充と円滑なサービ
ス利用への支援

II 地域社会全体での
子育て支援の充実

1 子育てを支える地域活動の育成

2 子どもが安全に安心して遊べる環境の
整備

III 安心して子育てで
きる環境づくり

1 子育て家庭への支援

2 安心して妊娠・出産・育児できる
環境づくり

3 社会的支援を必要とする家庭への
自立支援

IV 子育てと仕事が両
立できる環境づく
り

1 男女がともに働きやすい環境の整備

2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識
啓発

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実

施策目標1 すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育の提供

① 幼児教育・保育事業の充実

女性の社会進出や少子化を背景に、低年齢児における幼児教育・保育ニーズや、延長保育、一時保育などのニーズが増加・多様化しています。

市内の教育・保育施設、地域型保育事業所、認可外保育事業所等などを活用し、ニーズに対応できる教育・保育環境を整備します。

No.	事業	内容	担当課
1	幼児教育・保育事業	公立保育園、私立保育園や私立認定こども園※、地域型保育事業所で実施している幼児教育・保育です。家庭や地域における子育て環境を踏まえ、人との関わりや様々な体験ができる保育の実践に努め、子育てを支援します。3歳未満児保育、延長保育などについて、必要な需要量を見極め、受け入れ体制の整備を実施していきます。	こども課
2	子育てのための施設等利用給付事業	幼児・教育保育無償化制度の導入により、公正・適正な事業実施を通じて、保育の必要性がある認可外保育施設利用者等に対して円滑な給付を行います。	こども課

② 一人ひとりの自立と仲間と関われる幼児教育・保育の充実

様々な実体験、感動体験、交流体験を通じて、よりよい心身の発達のための支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	体験保育・交流保育事業	児童の自立から自律への目標達成のため、友達同士や異年齢の子どもと関わる遊びや生活習慣形成を通して心身の発達を目指して保育を進めます。	こども課 教育総務課
2	保育内容充実・質の向上	食を営む基礎を培う「食育※」活動や、遊びの楽しさを伝えながら基本運動を身に付ける「運動遊び」、読書を通じて想像力や主体性を身に付ける「絵本の読み聞かせ」活動を実践します。	こども課 スポーツ課

No.	事業	内容	担当課
3	親子同時入園事業	保育は子どもと保護者・家庭との共同の営みです。子どもの入園当初に行う親子同時入園では、初めての集団生活を学び、親が子育てを見直す機会となります。一人ひとりの親の悩みを受け入れながら、ともに育ち合う関係づくりを進めます。	こども課
4	ファミリー読書推進事業	0歳児にファーストブック絵本プレゼント、3歳児にはセカンドブック絵本プレゼントを行います。また、乳幼児向けおはなし会「きかんしゃポッポ」を開催し、親子や家庭同士のふれ合いの場を提供します。	生涯学習課

③ 保育所職員の確保、資質・専門性の向上

保育所などに対するニーズの多様化など様々な問題に対応できるよう、中核的な役割を担っている保育士及び教諭・栄養士や調理員などの資質向上を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	保育所職員研修・啓発事業	保育士をはじめ幼稚園教諭、子育て支援の関係者などを対象に、免許・資格の併有を促進するとともに、乳幼児保育の専門知識や幅広い教養、人権感覚を磨き高めるために実施します。	こども課
2	保育士等確保事業	急増する3歳未満児保育需要や気になる子どもへの丁寧な保育に対応するため、保育士等の職員の確保に努めます。	こども課 総務課

施策目標 2 認可保育所・認定こども園及び認可外保育所、学校との連携

① 認可保育所・認定こども園及び認可外保育所との連携

多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、民間の保育所や事業所内保育事業所、私立幼稚園や私立認定こども園、認可外保育所*などとの連携を強化します。

No.	事業	内容	担当課
1	民間保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育所などとの連携	民間の保育所や事業所内保育事業所、私立幼稚園や私立認定こども園及び認可外保育所などとの連携を図り、多様化する教育・保育ニーズに対応します。また、充実した保育サービスが提供できるように支援します。	こども課 教育総務課

② 小学校との連携

No.	事業	内容	担当課
1	小学校との連携	保育所や幼稚園等から小学校へと、子どもの特性と成長に合わせた切れ目のない支援を展開するために、関係課と関係団体（長野県幼児教育支援センターを含む）と連携を強化するとともに、専門性を高めるなどの支援体制の充実を図ります。	こども課 教育総務課

No.	事業	内容	担当課
2	幼保小連絡会	保育士や教員が相互に小学校または保育所や幼稚園・認定こども園等を訪問し、保育活動、授業参観、音楽会等の交流の機会を通じて、相互の教育内容の共通理解や指導法の共有化について情報交換を行います。幼児期の育ちが就学後の生活や学びへとつながるよう、小学校との接続に関する取組の強化に努めます。	こども課 教育総務課

施策目標 3 保育サービスの量的拡充と円滑なサービス利用への支援

① 保育所などの環境整備

既存園舎の維持管理と環境整備に努めるとともに、中長期的な視点に立った保育所の適正規模・適正配置を検討します。

No.	事業	内容	担当課
1	保育所施設整備事業	既存園舎の維持管理と保育環境整備に努めます。	こども課
2	保育所備品等更新事業	安全に配慮した園庭遊具等の定期更新や老朽化した各種備品の計画的な更新を進め、安全・安心な保育環境の充実を図ります。	こども課
3	保育環境安全対策事業	子どもが安心して保育活動を行えるように、周辺道路等の環境整備向上に努めます。	こども課 建設課
4	保育環境（規模・配置）適正化の推進	子どもの豊かな育ちのために多様な保育ニーズの提供にも対応するための基本方針「“ひろがる笑顔”ゆめ保育所プラン」を策定・推進します。安全で安心な保育環境に配慮した施設整備を進めます。	こども課

② 産後の休業及び育児休業後の保育サービスの円滑な利用への支援

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、情報提供を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	産休中、育休中の保護者への保育サービスについての情報提供の充実	産休中、育休中の保護者への教育・保育施設や地域型保育事業に関する情報提供に努めます。	こども課
2	保護者の声を反映した計画的なサービス整備の推進	ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時から利用を希望する保護者がサービスを利用できるような環境を整えます。	こども課

施策目標 1 子育てを支える地域活動の育成

① 地域連帯感に向けた活動の推進

地域全体で子どもと子育てを応援していくために、多様な民間団体や企業などとの連携と協働*による様々な子育て支援に取り組みます。

No.	事業	内容	担当課
1	子どもの居場所づくり推進事業	家庭や学校とは異なる第三の居場所を運営する民間団体等と連携し、子どもや子育て家庭を温かく見守り支える地域づくりを推進します。	こども課 教育総務課 社会福祉課
2	子育て家庭優待パスポート事業	協賛店でパスポートを提示すると、協賛店が考えた心温まる各種サービスが受けられる事業の普及を通じて、「みんなで子育てを応援しよう」という機運の醸成を図ります。	こども課
3	地域総合クラブ	「地域の子どもは地域で育てる」をモットーに、すべての地域総合クラブが、活発に充実した活動ができるように支援・協力します。	教育総務課
4	“学び”の情報提供	地域の活動を支援するため、身近な講師や活動団体の情報を収集し、窓口や冊子、市ホームページなどを通じて市民に提供します。	生涯学習課
5	地域の支え合い活動	区や自治会を活動母体として、「お互い様の気持ち」で相互に支え、助け合うことができる地域づくりを推進する小地域支えあい活動を支援し、地域の連帯力の再生を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会

② 子育てサークルネットワークの育成支援

子育てサークルの活動継続、立ち上げなどに対する支援を行い、仲間づくりができる環境を支援します。様々な人とのかかわりが持てるよう支援団体などで実施する事業についても情報交換と事業支援に努めます。

No.	事業	内容	担当課
1	子育てグループ育成支援事業	活動中の子育てグループが活動継続できるよう、また、新たな子育てグループやサークルの誕生を支援します。各種団体などの情報をまとめた「子育てサイト」の充実を図ります。また、子育てサークルを積極的にPRするように官民連携で取り組めるように努めます。	こども課
2	子育てサロン	地域での子育て支援のニーズを探り、ボランティアや支援者となる人材の養成の場づくりに努めるほか、子育てサロンの立ち上げや運営についての支援をします。	社会福祉協議会

③ 子育て・子育て支援の拠点整備

児童センターでは、異年齢交流が可能な施設の特徴を活かした事業やイベントの企画・運営を行っています。子どもの健全な居場所としてさらなる利用の促進が図られるように、利用者のニーズを加えながら、イベントなどの充実を図ります。また、拠点施設などの利用が仲間づくりのきっかけになるように「つどいの場」や「交流の場」づくりを進めます。

No.	事業	内容	担当課
1	児童センター運営事業	0歳から18歳の子どもたちが利用できる児童福祉施設です。児童厚生員を配置し、子どもたちの健全な居場所づくりを進めるほか、異年齢の子どもたちが交流し、親子でじっくり向かい合い愛情を深めあう機会も提供します。	こども課
2	子育て支援センター運営事業	城南・こなみ保育園内に子育て支援センターを開設し、子育て相談や講座を開催しています。ひなどり保育園、聖ヨゼフ保育園諏訪、認定こども園すわせいぼ幼稚園でも子育て支援センターを運営し、子どもの育ちや子育て家庭を支援します。	こども課
3	ふれあいの家運営事業	子ども(小学生以下)からお年寄りまで異世代交流ができる施設で、乳幼児親子の子育てサークルの集いや交流の場として使用します。	こども課
4	すわっチャオ・キッズスペース	未就学児の親子が遊べるスペースとして「キッズコーナー」を設け、大型遊具(ネット遊具・ボルダリング)、授乳やおむつ交換のスペースを提供したり、親子の交流を促進します。	駅前交流テラス すわっチャオ こども課
5	西山の里なかよし広場運営事業	乳幼児親子・小中学生がお年寄りと交流できる場です。住み慣れた地域で多世代間の交流を深め、互いに支え合う地域づくりを進めます。	高齢者福祉課

施策目標2 子どもが安全に安心して遊べる環境の整備

① 子どもの遊び場や機会の充実

児童遊園・都市公園が身近な遊び場、親子や地域との触れ合いの場として利用の促進が図られるように環境整備の向上を推進します。一方、急速な少子化が進行する中で、地域の児童遊園や都市公園の現状を精査しつつ、子どもの育ちに必要な子どものための遊び場づくりを見直しながら進めます。

No.	事業	内容	担当課
1	子どもの活動支援	レクリエーションをはじめとして、子どもの遊び場所、交流する場所や機会を提供する活動に協力するボランティアなどを支援します。	社会福祉協議会
2	児童遊園整備事業	市内 91 箇所ある児童遊園の、遊具の点検・整備や管理などを地元区との協働で行い、子どもたちの健全で安全な遊び場を提供します。	こども課
3	都市公園管理事業	子どもや子育て家庭が、安心して快適に公園を利用できるように、公園及び公園施設の管理を行います。	都市計画課

基本目標Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり

施策目標 1 子育て家庭への支援

① 子育てに関する相談支援・情報提供の充実

子育て家庭への総合相談窓口として平成 31（2019）年度に設置した「諏訪市子ども家庭総合支援拠点 すわ☆あゆみステーション」を核として、子ども・子育てに関する様々な支援策をつなぎ、子どもが健やかに成長していくための支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	家庭の子育て講座・親支援プログラム	子育ての基本となる家庭が、その役割や意義を考え、学ぶ機会として、保護者を対象に多様な学習機会の提供に努めます。また、子育て中の親自身の自己肯定感・自尊感情を育てる機会の創出を図り、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりを支援します。	こども課 教育総務課 健康推進課
2	子ども家庭総合支援拠点事業	「諏訪市子ども家庭総合支援拠点 すわ☆あゆみステーション」（愛称：あゆステ）をこども課と教育総務課で共同設置し、0～18歳までの子どもとその家庭に関する総合相談窓口として情報発信や関係機関の連携を推進します。妊娠期の悩み事や18歳到達後の自立に関する相談にも対応し、生まれてから社会的自立までの寄り添い支援を行います。	こども課 教育総務課
3	子育て世代包括支援センター事業	「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置し、妊娠期から乳幼児期の子育てに関する相談に包括的に対応します。内容に応じてあゆステと連携した支援を行います。	健康推進課
4	女性のための相談事業	家族のこと、夫婦のこと、子どものこと、職場や地域の人間関係、夫や恋人（パートナー）からの暴力（身体的・心理的・経済的）に悩み、困っている女性のための、カウンセラーによる相談事業です。	地域戦略・男女共同参画課
5	地域との交流事業・育児相談事業	「お友達になる会」、「元気っ子広場」を開催し、保護者同士の交流や保育園へのスムーズな就園につなげます。また、各保育所や子育て支援センターでは、未就園児童を含む児童の子育て相談にも応じます。	こども課
6	広報事業	あゆステ BOOK やイベントカレンダーをはじめとした子育て支援情報一元化に引き続き取り組み、わかりやすい発信を行います。子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう各種支援制度、各種情報を様々な媒体を用いて発信します。	こども課
7	子育てサイトの更新、子育て支援アプリ	令和3年度諏訪市公式ホームページの更新に合わせて子育てサイトの更新、又は子育て支援アプリの導入を検討し、わかりやすい情報提供を図ります。	企画政策課 健康推進課 こども課

② 子育ての経費負担の軽減

子育て世代の家計負担を軽減するための施策を継続します。

No.	事業	内容	担当課
1	福祉医療費給付金事業	医療機関などで診療を受けた場合、加入している保険による給付のほかに、市の条例に基づいて認定を受けた人（受給資格者）が、給付金を受けることができる制度です。中学校3年生修了時までの間が対象となります。現物給付による窓口負担軽減に引き続き取り組みます。	市民課
2	福祉医療費資金貸付制度	福祉医療対象者の方で、医療費の支払いが困難な人に対して、資金を貸し付ける制度です。	市民課
3	児童手当	国の制度により、中学校修了までの児童を対象に、今後も継続して手当を支給します。	市民課
4	幼児教育・保育等無償化・軽減	就学前児童が利用する保育施設等に対する、保育料・副食費等の無償化・負担軽減に取り組みます。	こども課

施策目標 2 安心して妊娠・出産・育児できる環境づくり

① 各種健康診査の充実

親が安心して妊娠・出産・育児を行うことができ、子どもの発育発達が健全に行われるよう、各種健康診査を実施します。病気や障がいの早期発見だけでなく、親の育児不安を軽減し、楽しく子育てに取り組むことができるように、健診内容の充実を図り、受診率の向上を目指します。

No.	事業	内容	担当課
1	4 か月児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察、個別事後相談、離乳食、子どもとの関わり方などの集団指導を行います。	健康推進課
2	10 か月児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察、個別事後相談、むし歯予防、予防接種などについての集団指導を行います。	健康推進課
3	1歳6か月児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察（内科・歯科）、個別事後相談、個別栄養相談・歯科相談、手作りおやつを試食などを行います。	健康推進課
4	3歳児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察（内科・歯科）、事後相談、個別栄養相談、歯科相談、保育士相談、心理相談などを行います。	健康推進課
5	妊婦一般健康診査	妊娠に伴う異常の有無の確認及び母体の健康管理を行うため、医療機関に委託して実施します。	健康推進課
6	妊婦歯科健康診査	妊娠中は虫歯や歯周病になりやすく早産などにつながるため、妊婦が安心して出産に臨めるように、医療機関に委託して実施します。	健康推進課
7	産婦健康診査	産後うつ予防など、産後初期段階における母子に対する支援を強化するため、産後2週間と1か月の2回まで、医療機関に委託して実施します。	健康推進課

② 各種健康相談等の充実

妊娠・出産・子育ての時期を安心して過ごすことができるよう、各種健康相談の充実を図ることにより親の育児不安を軽減し、子どもへの適切な対応ができるように支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	赤ちゃん訪問事業	育児不安を軽減し、健やかな子どもの発育・発達を促すことを目的に、全出生児を対象に3か月までに家庭訪問を行います。	健康推進課
2	妊産婦訪問	妊産婦対象に、産後うつ予防や子育て支援、育児相談などを目的に実施します。	健康推進課
3	すこやか子育て相談	年18回、保健センターとなかよし広場で計測、育児相談、栄養相談、個別言語相談（ことばの相談）を実施します。	健康推進課
4	2歳児相談	毎月1回保健師、歯科衛生士、栄養士による発育・発達相談、フッ素塗布などを行います。	健康推進課
5	健康・こころ・子育て相談	保健師、栄養士が電話及び保健センターでの相談に随時対応します。	健康推進課
6	お母さん相談	育児に関する不安を軽減するために、母親を対象に臨床心理士による個別相談（予約制）を行います。	健康推進課
7	不妊及び不育治療費など助成	不妊及び不育治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を目的に、不妊・不育治療に要する医療費などの一部を助成します。	健康推進課
8	産後ケア・サポート事業	○産後ケア（訪問・相談型）産後1年以内にある母が助成券を利用して病院、助産所で育児・母乳相談を受けることができます。 （宿泊型・通所型）産後3か月までの母子が病院等で体と心を休めながら、産後のケアや育児サポートを受けることができます。 ○産後サポート 退院後6か月未満の産婦が自宅においてヘルパーによる家事、育児支援を受けることができます。	健康推進課
9	祖父母手帳の交付	孫育てを行う祖父母世代が、父母世代と良好な関係を築き、共に子育てを行うための心構えをまとめた「祖父母手帳」を配布します。	健康推進課

③ 妊娠・出産に関する知識の普及

妊娠・出産などの正しい知識の普及と、共に育児を行う仲間づくりを目的とし、各種講座を開催します。

No.	事業	内容	担当課
1	乳幼児家庭訪問	健診後のフォローなど、支援が必要と思われる乳幼児及び家庭に対し随時家庭訪問を実施します。	健康推進課
2	マタニティ教室	安心してお産の日を迎え、健やかな赤ちゃんを産み育てていくための教室を、1コース2回年4回開催します。	健康推進課
3	お父さんのための赤ちゃん講座	母親をサポートする父親の役割を夫婦で考えることを目的として、年6回開催します。	健康推進課
4	ベビーマッサージ教室	ベビーマッサージを通して、親子のコミュニケーションを深めることを目的に、概ね1歳までの乳児と親を対象に、年4回開催します。	健康推進課
5	のびのび教室 (1歳6か月健診後フォロー教室)	毎月2回、1歳6か月児健診後のフォロー教室として、支援が必要な母子に遊びを通して発育発達の確認と、相談を実施します。	健康推進課
6	乳幼児子育て学級	子どもが心身ともに健やかに育つためには、子育てに関する親自身の日頃の学習が大切です。受講者が運営に参加しながら、親としてのあり方を学び、話し合い、仲間作りを行う学級活動の場を提供します。	生涯学習課

施策目標3 社会的支援を必要とする家庭への自立支援

① ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の生活安定を図るため、生活、就労、養育などについて相談支援を行い、国、県、市などの施策・制度利用を促進し、社会的・経済的な自立を支えます。

No.	事業	内容	担当課
1	ひとり親相談事業	母子・父子自立支援員1名を配置し、ひとり親の様々な相談に応じます。	こども課
2	就業支援事業	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するための就業支援を行います。県の就業支援員と協力した就業相談の実施や、母子家庭自立支援給付金事業（技能習得のための補助）などによる支援を行います。	こども課
3	福祉医療費給付金事業	医療機関などで診療を受けた場合、加入している保険による給付のほかに、市の条例に基づいて認定を受けた人（受給資格者）が、給付金を受けることができる制度です。	市民課

No.	事業	内容	担当課
4	児童扶養手当 給付事業	18歳になって迎える最初の3月31日までにある児童を扶養しているひとり親家庭、又は父母にかわって児童を養育している養育者に対して手当を支給します。	こども課
5	母子・父子寡婦 福祉資金貸付 事業	ひとり親家庭及び寡婦に対して、福祉資金の貸付を行います。	こども課
6	母子・父子寡婦 福祉資金利子 補給金支給事業	資金借受者が納期限までに償還した場合、借受利子全額を補助します。	こども課
7	母子・父子家庭等 入学卒業祝金 支給事業	母子・父子家庭の児童が小学校に入学及び中学校を卒業した時に祝い金を支給します。	こども課
8	母子・父子家庭等 就学前児童激励 金支援事業	母子・父子家庭の就学前の児童に激励金を支給します。	こども課
9	母子・寡婦・父子 福祉会育成事業	ひとり親（母子・寡婦・父子）で組織される「ひとり親すわっ子会」の活動を支援するため補助金を交付します。	こども課
10	市営住宅	母子家庭向けの公営住宅として、市営住宅清水団地（5戸）の維持管理を継続します。	都市計画課

② 要保護児童等への支援

保護者の養育不適応や児童虐待などによる要保護児童について、子どもに関わる機関で構成する要保護児童対策地域協議会を中心に早期把握や早期対応に努め、子どもの安全を守り、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	児童虐待防止 事業	児童虐待の通告に関して、本市では家庭・教育相談室（諏訪市子ども家庭総合支援拠点 すわ☆あゆみステーション内）が窓口となります。要保護児童対策地域協議会が関係機関の連携を調整し、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応に推進します。	こども課 教育総務課
2	里親制度事業の 普及啓発、推進事 業	様々な事情により家庭で暮らすことができず社会的養育が必要な子どもが、家庭に近い環境で健やかに養育されるよう、里親制度の普及啓発を行い地域社会での理解を広げます。里親の認定・里親委託に関わる関係機関との連携支援体制を確立し、里親への支援を行います。	こども課

③ 成長に応じた発達支援

行政組織の横断的な連携や専門機関との連携を強化し、子どもの成長過程に応じた養育相談や子育て支援シートを活用した継続的な支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	障がい児福祉サービス	障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を有した、児童発達支援センター「この街きつず学園」において、児童発達支援、保育所等訪問支援等を行い、発達に関する相談全般に対応します。また、支援が必要な学齢期の子どもを対象とした、放課後等デイサービス※も併設し、総合的な発達支援を行います。	社会福祉課 この街福祉会
2	児童発達支援事業	「諏訪市子ども家庭総合支援拠点 すわ☆あゆみステーション」内の発達支援室を核として、行政組織の横断的な連携と関係機関との連携から、発達が気になる子への早期支援と、成長過程に合わせた継続支援を推進します。将来にわたり地域で安心して暮らしていける支援の充実を図ります。	こども課 健康推進課 教育総務課 社会福祉課
3	「発達が気になる子」や「障がいのある子」の早期支援体制確立事業	保健センターでの健診事業やのびのび教室から、保育園ひよこ組、なかよし教室参加により、発達特性に応じた早期の支援を推進します。	こども課 健康推進課

④ 障がい等のある子どもへの支援

障がいの種別に関わらず、障がい児本人にとって最善となる利益を考慮しながら、障がい児が心身とも健やかに育つように支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	日中一時支援事業	在宅の心身障がい児などの介護者が一時的に家庭において介護できない時に、隣人や知人又は民間団体などに介護委託します。	社会福祉課
2	ショートステイ事業	介護者が疾病その他の理由により、家庭介護が困難になった時に、障がい児が一時的に施設を利用できます。	社会福祉課
3	ホームヘルプサービス事業	日常生活を営むのに著しく支障のある障がい児がいる家庭で、家族が介護を行うことの困難な状況にある人に、ホームヘルパーを派遣します。	社会福祉課
4	市福祉手当給付事業	在宅の重度心身障がい児などを励まし、福祉の増進を図る目的で支給します。(支給対象要件有)	社会福祉課
5	障害児福祉手当事業	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給します。(支給対象要件有)	社会福祉課
6	重度障害(児)者家庭介護者慰労金給付事業	常時複雑な介護を必要としている在宅重度心身障がい児など同居し、6か月以上介護しているものに対して支給します。	社会福祉課

No.	事業	内容	担当課
7	特別児童扶養手当給付事業	精神又は身体に障がいのある、20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	こども課
8	医療的ケア児保育支援事業	障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な教育・保育を受けられるような体制構築に努めます。	こども課 社会福祉課

⑤ ノーマライゼーションの推進

障がいの有無に関わらず、全ての子どもがお互いを尊重する意識（ソーシャルインクルージョン）を培うための事業を展開します。

No.	事業	内容	担当課
1	ノーマライゼーションの推進 （障がいのある人もない人も地域の中で一緒に助け合いながら暮らせる社会の推進）	ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと無い子どもはもとより、互いの違いを認め、対等に関われる、支え合いの社会の実現に向けた理解・啓発のための事業を推進します。	こども課 教育総務課 社会福祉課

⑥ 外国人家庭への支援

外国人家族とその子どもが環境に適応して生活するための支援の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	外国人家庭への支援	他市町村からの転入時や入国による新規登録時などに、児童手当申請案内、乳幼児健康診断案内、就学年齢児童には日本の学校へ通学するかの案内、ごみの分別収集案内など4か国語のパンフレットなどを用意して対応しています。 市ホームページには4か国語による各種情報案内を掲載しています。外国籍市民のための相談窓口（ポルトガル語に対応）を開設して、市民生活への適応や悩み、不安に対する相談を行います。 開設時間・場所 毎週2回（月・金） 9:00～14:00 市役所会議室内	企画政策課 市民課 生活環境課 地域戦略・男女共同参画課
2	保育・教育現場での支援	保育・教育、学校現場では、国際化の進展により外国籍による価値観の相違により、必要な保育・就学の機会が得られない恐れがあるため、必要な情報について外国語による対応支援に努めます。また、外国籍の児童生徒の学校における学習支援や学校からの配布資料の翻訳、通訳を交えた面談を行います。	こども課 教育総務課

⑦ 経済的困難を有する家庭への支援

経済的困難を有する家庭が抱える課題に対応する総合的な相談支援を行い、現在の養育環境が子どもの健やかな成長に資するものとなるよう努めるとともに、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されない支援体制構築を推進します。具体的施策として下記事業に加え、本計画に定めるすべての施策について、子どもの貧困対策としての観点を持ち、関係機関相互に十分な連携を行い推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	相談支援事業	「諏訪市子ども家庭総合支援拠点 すわ☆あゆみステーション」が総合相談窓口となり、社会福祉課・まいさぼと連携した支援を行います。	こども課 教育総務課 社会福祉課
2	就学援助事業	経済的理由によって就学に困難がある児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の一部を支給します。	教育総務課
3	奨学金事業	学術優秀にも関わらず、経済的理由によって高等学校等への就学が困難な子どもに奨学金を支給又は貸与することによって、学びを支援します。	教育総務課
4	子どもの学習・生活支援事業	ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対して学習・生活支援を行うことによって、貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援を行います。	こども課 教育総務課 社会福祉課
5	子どもの居場所づくり推進事業	家庭や学校とは異なる第三の居場所を運営する民間団体等と連携し、ひとり親家庭や生活困窮家庭への学習支援や食事提供等を通じて、困難な状況にある子ども・家庭を支援します。	こども課 教育総務課 社会福祉課
6	子どもの貧困対策に係る連携組織の検討	経済的困難な家庭で養育される子どもの「現在」と「将来」の課題解決を、行政と地域が包括的に推進するための連携組織の設置について検討します。	こども課 教育総務課 社会福祉課 健康推進課

施策目標 1 男女がともに働きやすい環境の整備

① 子育てと仕事を両立するためのサービスの充実

日常・緊急時とも子どもの預かりや家事などの支援を行い、子育てと仕事が両立できる環境の整備を推進します。民間保育所、NPO法人、民間事業所など様々な実施主体との対等なパートナーシップ*の下、緊急的な子どもの預かりサービスなどの施設に対して支援・協力を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	病児病後児保育事業	保護者が労働などしている生後6か月から小学校3年生までの子どもを対象に、病気の治療中・回復期にあつて集団保育が困難な期間、一時的にその子どもを預かる事業です。	こども課
2	ファミリーサポート事業	ファミリー・サポート・センター（すわ子育て支援ネットワーク“ぷりん”）*は、地域において育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互に助け合う会員組織です。（有料）現在では、育児のサポートの対象は子どもを持つすべての家庭に広がっています。地域の子育てを支援するため、利用者のニーズに対応しながら事業を展開します。	こども課
3	仕事と育児の両立支援	保護者などの仕事と育児の両立を図るため、ファミリー・サポート・センター（すわ子育て支援ネットワーク“ぷりん”）、有償在宅サービスぴっぴの手（社会福祉協議会）など多様な主体が、緊急時の子どもの預かりなどのサービスを行います。（いずれも有料）	こども課 社会福祉協議会
4	放課後児童クラブ運営事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び医師などが障がい児として支援が必要と認める養護学校の児童について、放課後などの適切な遊びや生活の場を提供する事業です。養護学校中学部は社会福祉法人で運営しています。	教育総務課
5	一時保育事業	日常生活上の突発的な事情や社会参加、保護者の心身の負担などにより、一時的に家庭での保育が困難となる保護者に対して、児童を一時的に預かる事業を進めます。	こども課

② 男女がともに働きやすい職場環境の整備

男女がともに社会の担い手として「働きがい」や「働きやすさ」の意識を持って働くことができる環境づくりが、人材確保や職場定着などにつながります。

また、「働きやすい、働きがいのある職場づくり」は、従業員の働く意欲を向上させることとなり、結果として事業所での業績向上や仕事と家庭生活の両立、地域社会の持続・活性化などにもつながるため、企業の働きやすい職場づくりを支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	子育て支援企業への啓発	育児・介護休業法の定着や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促すなど、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境整備を啓発して推進します。	商工課
2	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証の呼びかけ	長野県が行っている、仕事と家庭の両立のできる職場環境の改善や、雇用の安定を進め従業員がいきいきと働き続けられるよう短時間正社員制度など多様な働き方の制度を導入し実践的な取組を行っている企業などを認証する制度の普及啓発に努め、ひいては市内での波及を促します。	商工課
3	育児休業取得や仕事と育児の両立に向けた働きかけ	男性の育児休業制度の取得の促進により、家庭内で男女が平等に子育ての役割を分担できるようにし、仕事と家庭の両立を可能とする社会の構築を目指します。また、社内の仕事と子育ての両立支援のために取り組む事業主に対する国の助成制度や支援施策を広く周知・紹介します。	商工課 こども課
4	働きやすい職場環境整備の促進	市内中小業者の事業所に託児スペースや女性専用のトイレ・更衣室・休憩室を新たに設けた場合の費用を一部補助します。	商工課

③ 女性の就労・再就職に向けた支援

労働力を確保し、地域経済の活力を維持していくためには、出産・育児・介護などの理由により退職した女性の復職支援、再就労を目指す女性の就職活動をスムーズに始めることができよう支援していくことなど、女性のライフステージに応じた就業継続・再就業支援による、女性の活躍の場の拡大に向けた様々な施策が必要です。

No.	事業	内容	担当課
1	再就職等支援セミナー事業	ハローワークと行政が協同で開催する離転職者就職面接会に併せ、失業者や就職を望んでいる人を対象に、面接の受け方や履歴書の記入方法などのセミナーや就職個別相談会を実施します。	商工課
2	就職関連情報の定期的提供	ハローワークに提出された求人情報を毎週金曜日に市役所ロビーにも掲示・配布し、広く情報提供に努めます。	商工課 こども課
3	女性の就業支援事業との連携	長野県が行っている、働きたい希望を持つ子育て中の女性の就業を支援する「女性の就業支援事業」と連携し、相談・支援事業を行います。	商工課 こども課

施策目標2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

① 男女がともに協力し合う子育て

子育て世代の男性の長時間労働や、出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の仕事と家庭生活との両立に向けた取り組みを進めます。

No.	事業	内容	担当課
1	仕事と家庭生活の両立支援事業	男女がともに働きながら安心してこどもを産み育てることができる環境整備や、男女がともに子育てに関わり、子育ての楽しさや子どもが成長する喜びを共感して、家族も成長できる環境づくりが望まれます。父親の家事・育児への積極的参加を促進するために、市民団体と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けた研修会や講座を開催します。	地域戦略・男女共同参画課 こども課

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込と確保の内容

1 教育・保育等の「量の見込」と「確保方策」について

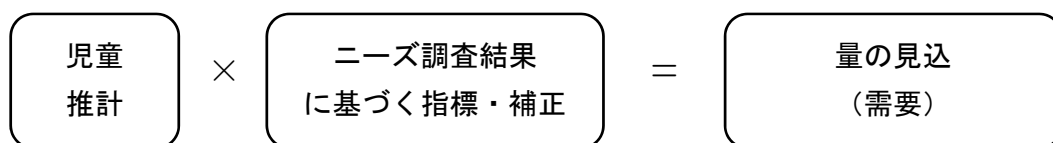
ここでは、子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の数値目標として定めます。

(1) 「量の見込」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果などから算出しています。ただし、算出結果が本市の現状の実績値とかけ離れた場合などは、必要に応じて補正を行っています。見込人数については、原則、年度始め（4月1日）時点での見込人数とされています。

なお、各事業の実績値のうち令和元年度は、R1.9月時点での見込値を掲載します。

【国が示す算出の基本的な考え方】



(2) 「確保方策」について

「量の見込」に対応した数値目標と今後の方向性を記載しています。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「諏訪市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域については、前回の計画と同様に、市域や通勤圏などを勘案し、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園	△		○	○
	地域型保育事業		△	△	○

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の14事業です。

なお、「量の見込」と「確保方策」については、国が示す基本的な考え方に沿って算出が必要とされているものと算出不要のものがあります。

区分	対象事業	「量の見込」と「確保方策」の算出
教育・保育事業	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な考え方に沿って算出
地域子ども・子育て支援事業	(1) 放課後児童健全育成事業	
	(2) 延長保育事業	
	(3) 病児・病後児保育事業※、子育て援助活動支援事業	
	(4) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	
	(5) 一時預かり事業（幼稚園型以外）	
	(6) 地域子育て支援拠点事業	
	(7) 利用者支援事業	
	(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	(9) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	
	(10) 子育て援助活動支援事業	
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業	
	(12) 養育支援訪問事業	
	(13) 妊産婦健診事業	
	(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進	算出不要

4 教育・保育事業の実施状況

(1) 保育園等の入所状況

保育園児数の推移をみると、全体数は平成28年度をピークに減少傾向に推移しています。年齢別では、3歳以上児では減少している一方で、3歳未満児は増加しており、平成24年から平成31年にかけて約1.5倍となっています。

■ 保育園児数の推移（私立保育園・事業所内保育事業所を含む）

資料：こども課

年度	0歳	1歳	2歳	3歳未満児計	3歳	4歳	5歳	3歳以上児計	計
H24	20	93	102	215	351	370	382	1,103	1,318
H25	13	94	130	237	351	356	371	1,078	1,315
H26	25	89	127	241	340	355	360	1,055	1,296
H27	21	116	134	271	383	336	355	1,074	1,345
H28	23	124	155	302	351	384	344	1,079	1,381
H29	20	124	167	311	319	352	378	1,049	1,360
H30	21	131	170	322	337	330	354	1,021	1,343
H31	22	136	176	334	336	328	325	989	1,323

■ 各保育園の在籍状況（令和元年度10月1日）

資料：こども課

園名		園児数の状況			特別保育の状況			
		3歳未満児	3歳以上児	合計	未満児保育	長時間保育	3歳未満一時保育	
公立	保育園	片羽保育園	22	80	102	○	○	○
		渋崎保育園	—	24	24			
		城南保育園	40	143	183	○	○	
		中洲保育園	32	126	158	○	○	
		こなみ保育園	36	128	164	○	○	
		豊田保育園	39	123	162	○	○	○
		四賀保育園	20	34	54	○	○	
		赤沼保育園	12	61	73	○	○	
		神戸保育園	13	36	49	○(H27~)	○	
		角間川保育園	10	31	41	○(H29~)	○	
		きみいち保育園	16	74	90	○(H27~)	○	
		文出保育園	—	38	38			
		城北保育園	—	21	21			
小計		240	919	1,159				
私立	保育園	聖ヨゼフ保育園諏訪	42	61	103	○	○	○
		ひなどり保育園	39	—	39	○	○	○
		小計	81	61	142			
	事業所内	きらり諏訪赤十字病院園	31	—	31	○	○	
		きらり諏訪日赤第二保育園	11	—	11	○	○	
小計		42	—	42				
合計		363	980	1,343				

(注) ○広域委託・従業員枠等全て含む、各施設の在籍園児数
○角間新田保育園は休園中 ○3歳以上児一時保育は全園で実施

(2) 教育・保育に関する目標事業量（量の見込）

【 事業概要 】

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査結果を踏まえ、小学校就学前児童数の推移及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要な量の見込を算出し設定します。

【 教育の目標事業量 】

(単位:人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	【参考】 H31/4/1 (2019)
1号認定	172	168	159	151	149	99
2号認定 (教育のニーズあり)	35	34	32	31	30	8
合計	207	202	191	182	179	107

【 保育の目標事業量 】

(単位:人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	【参考】 H31/4/1 (2019)
2号認定 (3歳以上)	933	909	862	817	804	989
3号認定	(0歳)	59	62	63	64	22
	(1・2歳)	302	320	326	324	312
	合計	361	382	389	387	386

【 教育・保育の量の見込（再掲） 】

(単位:人)

	1号	2号		3号
		教育ニーズあり	左記以外	
令和2年度	172	968		361
		35	933	
令和3年度	168	943		382
		34	909	
令和4年度	159	894		389
		32	862	
令和5年度	151	848		387
		31	817	
令和6年度	149	834		386
		30	804	

(3) 教育・保育に関する量の見込及び確保方策

【事業概要】

確保方策の内容として、幼稚園・保育所・認定こども園等の特定教育・保育施設*、地域型保育事業所等、認可外保育施設を整備します。各施設の内容は次のとおりです。

<各施設の内容>

- 幼稚園・・・保護者の就労等に関わらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供する施設です。
- 保育所・・・保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する施設です。
- 認定こども園・・・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。
- 地域型保育事業所・・・小規模で保育を行う事業で、「家庭的保育」「小規模保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」があります。
- 認可外保育施設・・・上記に該当しない施設。諏訪市内では、長野県が設置する「長野県福祉大学校保育実習室」や企業内の託児所が該当します。

■教育・保育の量の見込と提供体制

(単位:人)

		令和2年度(2020)				令和3年度(2021)			
		1号	2号		3号	1号	2号		3号
			教育のニーズあり	左記以外			教育のニーズあり	左記以外	
①量の見込		172	968		361	168	943		382
			35	933			34	909	
②確保の内容	特定教育・保育施設	180	50	1,248	411	180	50	1,248	411
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	45	-	-	-	45
	認可外保育施設	-	50	6	6	-	50	6	6
②-①		8	65	321	101	12	66	345	80

		令和4年度(2022)				令和5年度(2023)			
		1号	2号		3号	1号	2号		3号
			教育のニーズあり	左記以外			教育のニーズあり	左記以外	
①量の見込		159	894		389	151	848		387
			32	862			31	817	
②確保の内容	特定教育・保育施設	180	50	1,248	411	180	50	1,248	411
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	45	-	-	-	45
	認可外保育施設	-	50	6	6	-	50	6	6
②-①		21	68	392	73	29	69	437	75

(単位:人)

		令和6年度(2024)			
		1号	2号		3号
			教育の ニーズあり	左記 以外	
①量の見込		149	834		386
			30	804	
② 確保 の 内容	特定教育・保育施設	180	50	1,248	411
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	45
	認可外保育施設	-	50	6	6
②-①		31	70	450	76

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（小学生1～6年生）

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

【 第一期（実績） 】

小学校	利用児童数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
合計	283	308	335	298	324

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

小学校	利用児童数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	383	387	399	408	404
確保の内容	435	410	410	410	410

【 今後の方向性 】

放課後児童健全育成事業については、市内全小学校で実施しており、今後の見込量に対する提供体制は確保されます。なお、一部学区で量の不足が見込まれる場合は、施設の整備を検討し量の確保に努めます。

担当課：教育総務課青少年係

(2) 延長保育事業 (18:00以降の利用)

【 概要 】

認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業です。

【 第一期 (実績) 保育所 (公立、私立) 】

	実利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
公立	76	98	71	75	75
私立	26	36	38	41	31
合計	102	134	109	116	106

【 第二期 (量の見込・確保の内容) 】

	登録児童数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	225	220	213	205	201
確保の内容	300	300	300	300	300
(公立)	(255)	(255)	(255)	(255)	(255)
(私立)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)

【 今後の方向性 】

延長保育事業 (時間外保育事業) については、現在公立保育園では 10 園で実施しており、今後の見込量に対する提供体制は確保されています。

担当課：こども課保育係

(3) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）

【 概要 】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。

【 第一期（実績） 】

	延べ利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
病児病後児 スマイル	458	430	377	479	500
体調不良児対応型 ひなどり保育園	200	185	250	190	200
体調不良児対応型 聖ヨゼフ保育園	-	-	427	390	400
小計	658	615	1,054	1,059	1,100
ファミサポ	14	23	13	4	5
計	672	638	1,067	1,063	1,105

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

	延べ利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	1,236	1,210	1,172	1,127	1,103
確保の内容	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810
病児病後児 スマイル	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
体調不良児 対応型ひなどり	900	900	900	900	900
体調不良児対 応型ヨゼフ	900	900	900	900	900
小計	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
ファミサポ	10	10	10	10	10

【 今後の方向性 】

病児・病後児保育事業は、令和元年度現在 3 箇所で開催しています。受け皿としては対応できる見込である一方、流行期の対応を考えると保護者からは自宅に近い場所に病児対応型の受入施設の新規設置を求める声が寄せられており、検討が必要です。

担当課：こども課保育係、こども課子育て支援係

(4) 一時預かり事業 (幼稚園型 I)

【 概要 】

幼稚園や認定こども園を利用している保護者が、教育の時間の前後または長期休業日等に一時的に子どもを預かる事業です。

【 第一期 (実績) 】

	延べ利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
延べ利用人数	2,039	1,877	2,616	3,177	3,000

【 第二期 (量の見込・確保の内容) 】

	延べ利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	530	517	490	464	457
確保の内容	960	960	960	960	960

【 今後の方向性 】

令和 2 年度から諏訪市内の幼稚園が認定こども園へ移行することから、認定こども園として、希望者の受け皿の確保を検討する必要があります。

担当課：教育総務課教育企画係、こども課保育係

(5) 一時預かり事業 (幼稚園型以外)

【 概要 】

保護者が不規則の就労、病気や育児疲れのリフレッシュなどの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【 第一期 (実績) 】

	延べ利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
公立・私立(臨時)	2,202	1,546	1,642	2,043	2,000
公立・私立(緊急)	836	1,098	317	297	300
ファミリーサポート・ センター(病児・病後 児除く)	97	329	589	605	595
合 計	3,135	2,973	2,548	2,945	2,895

【 第二期 (量の見込・確保の内容) 】

	延べ利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	2,818	2,775	2,745	2,677	2,601
確保の内容	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

【 今後の方向性 】

3歳未満児における一時保育のニーズ量の急増により確保策の検討、及び子育て支援策としてリフレッシュ目的の柔軟な利用形態が求められます。

担当課：こども課保育係、こども課子育て支援係

(6) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

【 第一期（実績） 】

	延べ利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
相談件数① (延べ人数)	648	1,105	1,320	1,215	1,200
講座参加者② (延べ人数)	3,370	3,290	2,714	2,555	2,600
計	4,018	4,395	4,034	3,770	3,800

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

	延べ利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保の内容	4,000 4 箇所	4,000 4 箇所	4,000 4 箇所	4,000 4 箇所	4,000 4 箇所

【 今後の方向性 】

諏訪市内には、公立の子育て支援センター（城南保育園・こなみ保育園内併設）、私立保育園への委託による子育て支援センター（ひなどり保育園・聖ヨゼフ保育園諏訪）の 4 箇所あり、今後、私立認定こども園内への支援センターの設置を検討していきます。

担当課：こども課保育係

(7) 利用者支援事業

【 概要 】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、専門職が相談支援等を実施し、切れ目のない支援体制を構築します。

【 第一期（実績） 】

	箇所・利用者数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
①量の見込	1 箇所 434 人	1 箇所 430 人	1 箇所 398 人	1 箇所 405 人	1 箇所 400 人
②確保の内容	1 箇所 434 人	1 箇所 430 人	1 箇所 398 人	1 箇所 405 人	1 箇所 400 人

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

	箇所・利用者数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
①量の見込 (母子保健型)	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人
②確保の内容 (母子保健型)	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人	1 箇所 370 人

【 今後の方向性 】

利用者支援は、多種多様な課題や悩みを抱える子育て家庭にとっての最初の窓口と期待される事業となるため、事業の継続的な実施について検討します。

担当課：健康推進課健康支援係

(8) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

【 概要 】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【 第一期 (実績) 】

	延べ利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
延べ利用人数	0	0	7	4	3

【 第二期 (量の見込・確保の内容) 】

	延べ利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	3	3	3	3	3
確保の内容	3 (3 箇所)	3 (3 箇所)	3 (3 箇所)	3 (3 箇所)	3 (3 箇所)

【 今後の方向性 】

子育て短期支援事業は市内では実施施設がないため、近隣市の施設と連携しながら、目標事業量の確保に努めるものとします。

担当：こども課子育て支援係

(9) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【 概要 】

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

【 第一期（実績） 】

	延べ利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
延べ利用人数	－	－	－	－	－

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

	延べ利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	－	－	－	3	3
確保の内容	－	－	－	3	3

【 今後の方向性 】

市内に実施可能施設がないことから、近隣施設と確保策を協議し、実施可能施設が里親等に委託する方法などを含めて検討を進めます。

担当課：こども課子育て支援係

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミサポ事業：就学児対象）

【 概要 】

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【 第一期(実績) 】

	延べ利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
延べ利用人数	715	768	314	498	400

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

	延べ利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	400	400	400	400	400
確保の内容 (箇所・人数)	1 箇所 400 人	1 箇所 400 人	1 箇所 400 人	1 箇所 400 人	1 箇所 400 人

【 今後の方向性 】

ファミリー・サポート・センター事業については、令和元年度現在、1 箇所に委託して実施しています。今後の見込量に対する提供体制は十分確保されます。

担当課：こども課子育て支援係

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、養育についての相談、援助を行う事業です。

【 第一期（実績） 】

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	利用人数(人) 令和元年 実績見込
出生数(人)	456	483	389	381	380
訪問者数(人)	464	416	376	364	380
実施率(%)	101.8	86.1	96.7	95.5	100.0

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	利用人数(人) 令和6年 (2024)
量の見込(人)	370	370	370	370	370
保健師・母子推進員 の人数	12	12	12	12	12

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業については、親が出産後安心して子育てに取り組むことができるように、全ての乳児の家庭への訪問を今後も継続していきます。育児不安や虐待などの問題を抱える家庭は年々増加しており、出生数は減少傾向にあるものの、家庭訪問に従事する母子推進員などのスタッフの確保が必要になっています。

担当：健康推進課健康支援係

(12) 養育支援訪問事業

【 概要 】

出生前から支援が必要な家庭や、出産後の養育が適切に行われるよう養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

【 第一期（実績） 】

	利用人数(人)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
対象者数(人)	—	—	—	—	—
訪問者数(人)	—	—	—	—	—
実施率(%)	—	—	—	—	—

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

	利用人数(人)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	—	—	—	—	—
確保の内容	—	—	—	—	—

【 今後の方向性 】

養育支援訪問事業については、必要に応じ、事業の実施について検討します。

担当：健康推進課健康支援係、こども課子育て支援係

(13) 妊産婦健診事業

【 概要 】

妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。令和元年度（2019年）から産婦健診が開始されました。

【 第一期（実績） 】

	延べ利用人数(人・回)				
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 実績見込
対象者数(人)	434	430	439	443	430
受診券利用延枚数 (枚)	9,212	8,885	8,219	8,044	8,000
1人当たりの受診券 交付枚数(枚)	23	23	23	23	23

【 第二期（量の見込・確保の内容） 】

(1) 妊婦健診

	延べ利用人数(人・回)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940
確保の内容	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940
実施場所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所
検査項目	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

(2) 産婦健診

	延べ利用人数(人・回)				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込	760	760	760	760	760
確保の内容	760	760	760	760	760
実施場所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所	全ての産科・ 助産所
検査項目	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

【 今後の方向性 】

妊産婦健診事業は、安心して出産を迎え、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るために実施します。また少子化を抑制し地域経済の発展を促すための施策として、今後も継続実施します。妊婦届（受診券交付申請）の手続きを保健センターで行っていただくことにより、妊婦初期に保健師が面接を行い関係を構築することができ、以後の支援を円滑に実施することができます。

担当：健康推進課健康支援係

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な民間事業者の能力・経験を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。とりわけ本市においては、将来にわたり、安定的かつ持続的に保育・幼児教育サービスの充実を図り、子どもの健やかな育ちに資する保育所運営を推進することを目的として、諏訪市公立保育所の適正規模・適正配置及び民営化等基本方針及び民営化ガイドラインの策定を進めていますので、それらの計画等とも整合性を図りながら、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進について

(1) 庁内における連携強化

計画の推進にあたっては、保健福祉をはじめ、教育、企画・まちづくり、経済など各分野の関係部署と相互に連携を密にして全庁を挙げて推進します。

また、各部署や機関との情報共有体制、連携の強化に努めるとともに、円滑な事業の実施に向けて、子育て支援に関する人材の育成に努めます。

(2) 団体・市民との連携強化

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要です。家庭をはじめ、子育て支援の主導的な役割を担う保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組みます。

(3) 情報提供・周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や市ホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど情報提供の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報媒体やパンフレットなどの作成・配布、インターネットによる配信などを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(4) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

2 計画の進行管理と評価

(1) 進行管理と評価体制の確立

計画の実効性を高めていくため、毎年度、事業の進捗状況を確認し、需要と供給のバランスなどの把握・評価を行います。

また、施策や事業の目標達成状況を広く市民に公表することで、行政の透明性を確保するとともに、様々な視点からの評価を求めていきます。

進行管理の流れは、マネジメントの基本的なサイクルであるPDCAサイクル*にしたがって進行します。進行管理は、諏訪市保育所専門委員会（「諏訪市子ども・子育て会議」）が担います。

本計画に基づく取組のPDCAサイクルの概略を以下に示します。

① 計画 (Plan)

市長から選任された委員で構成された諏訪市保育所専門委員会で審議された本計画に基づき、施策を進めます。

② 実行 (Do)

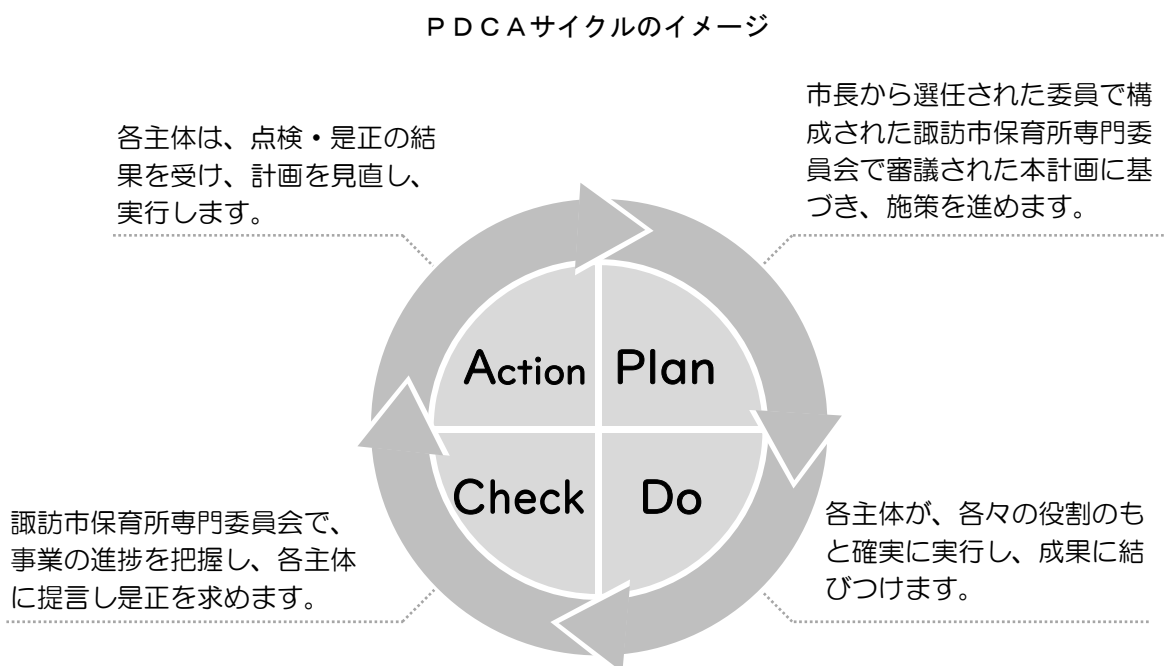
各主体が、各々の役割のもと確実に実行し、成果に結びつけます。

③ 点検・評価 (Check)

諏訪市保育所専門委員会で、事業の進捗を把握し、各主体に提言し是正を求めます。

④ 見直し・改善 (Action)

各主体は、点検・是正の結果を受け、計画を見直し、実行します。



資料編

1 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

第二期諏訪市子ども・子育て支援事業計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

諏訪市在住の就学前のお子さんをお持ちのご家庭の全世帯に対して送付

③ 調査期間

平成31年1月4日（金）から平成31年1月25日（金）

④ 調査方法

郵送による配布・回収

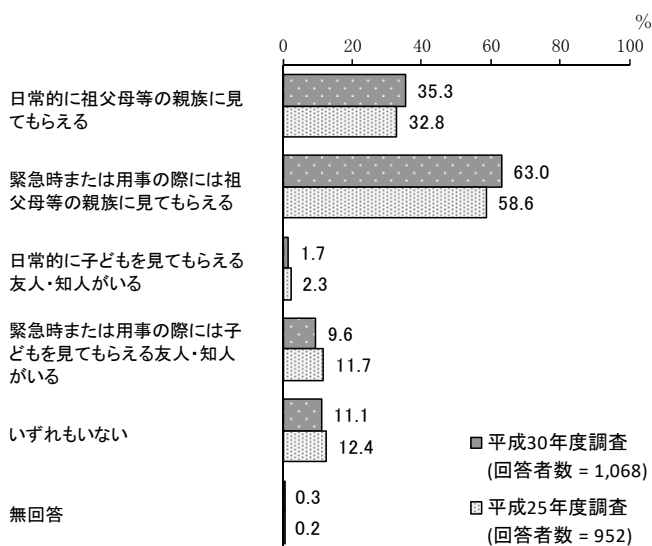
⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,955通	1,068通	54.6%

(2) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時または用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる」の割合が63.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」の割合が35.3%、「いずれもない」の割合が11.1%となっています。

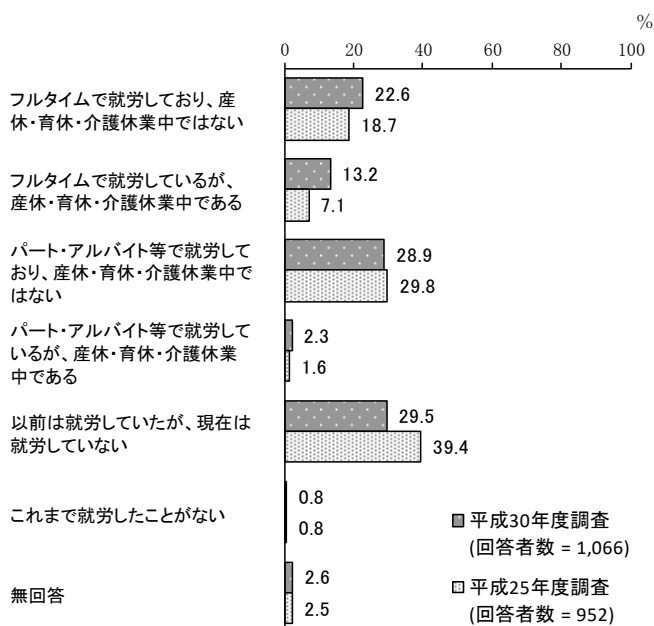


② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が29.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が28.9%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

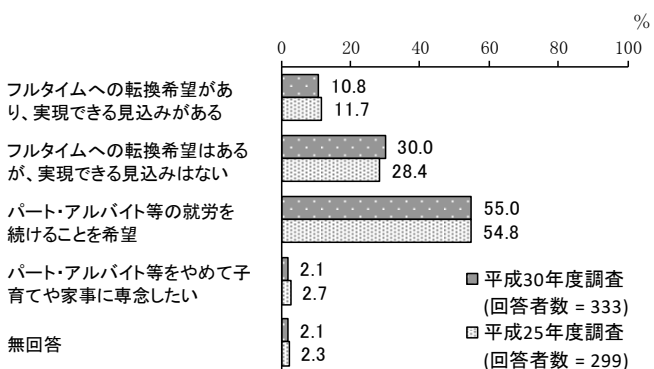
フルタイムでの就労が増加していることが特徴です。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が55.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が30.0%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.8%となっています。

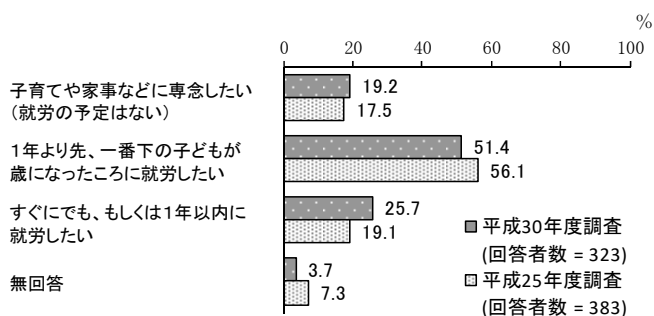
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが〇歳（一定年齢）になったところに就労したい」の割合が51.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が25.7%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が19.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。

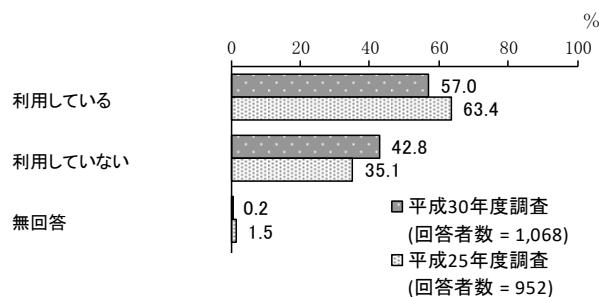


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が57.0%、「利用していない」の割合が42.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。一方、「利用している」の割合が減少しています。

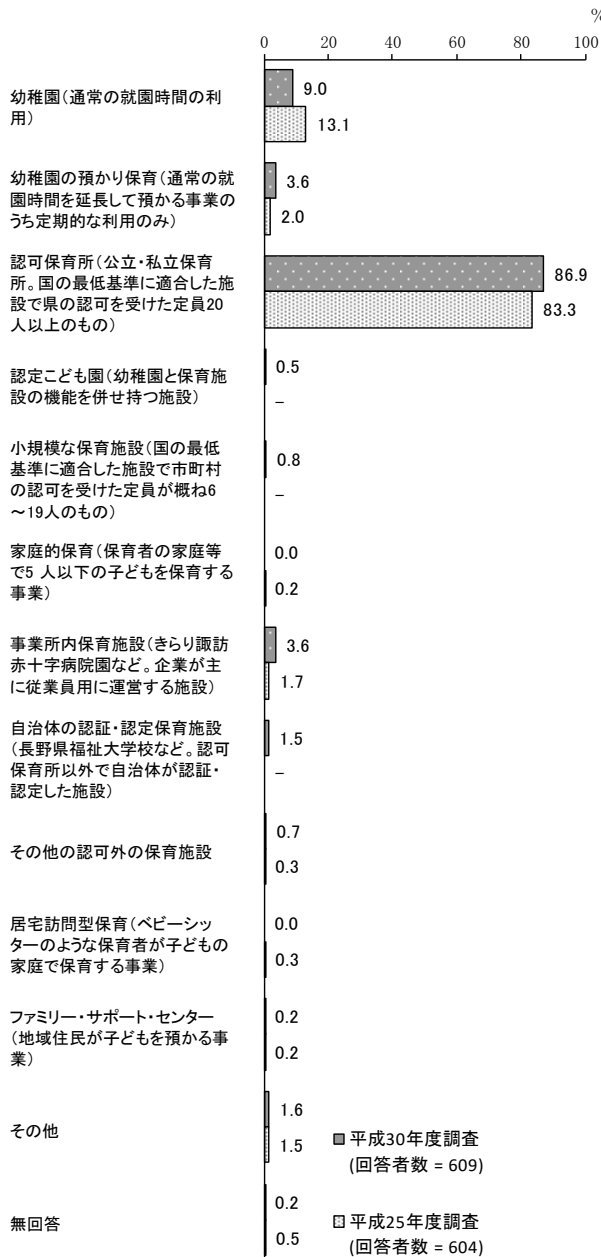


② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業、利用したい教育・保育事業

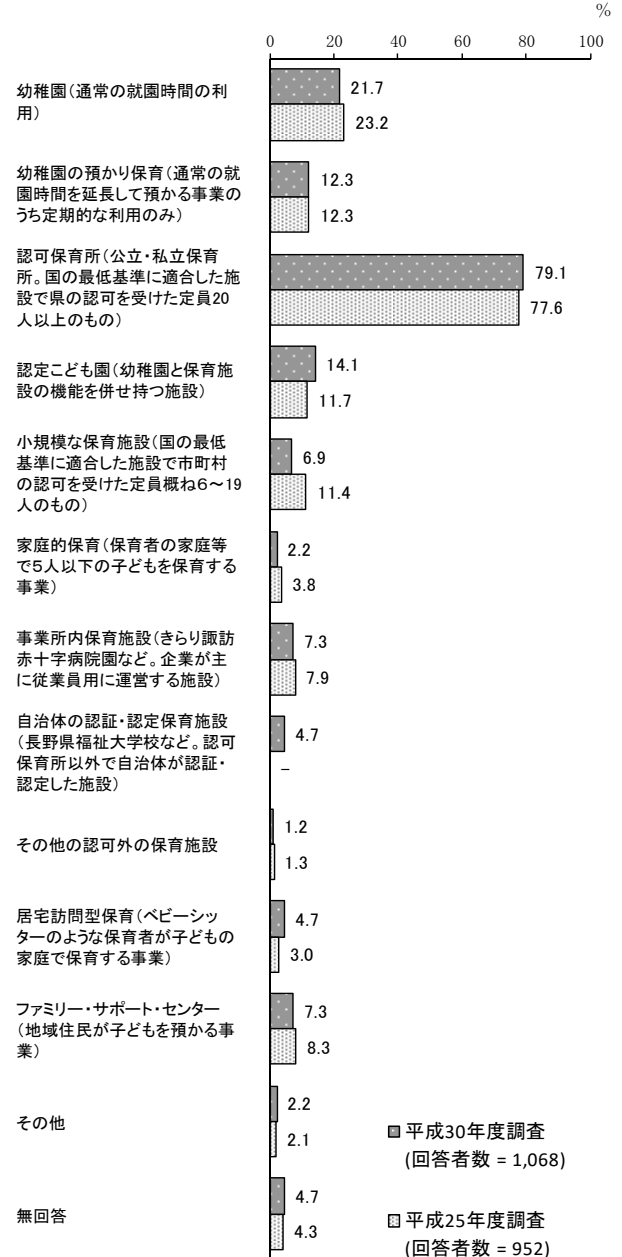
平日の定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所※（公立・私立保育所。国の最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 86.9%と最も高くなっています。平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

平日、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認可保育所（公立・私立保育所。国の最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 79.1%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 21.7%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 14.1%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

平日の定期的にご利用している教育・保育事業



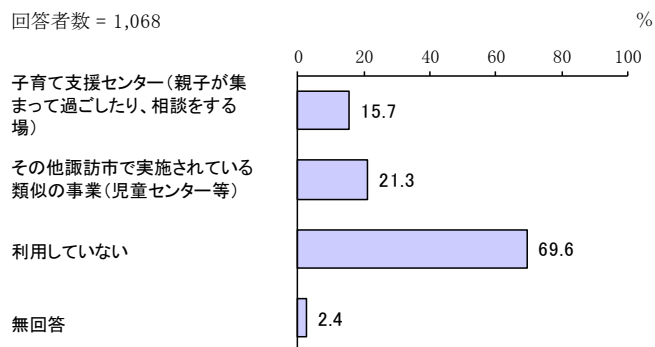
平日、定期的にご利用したい教育・保育事業



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

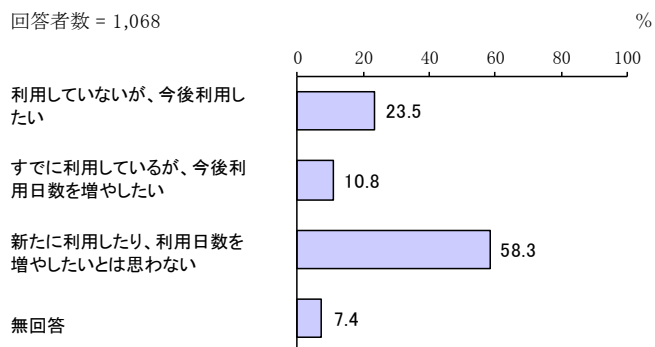
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が69.6%と最も高く、次いで「その他諏訪市で実施されている類似の事業（児童センター等）」の割合が21.3%、「子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が15.7%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が23.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が10.8%となっています。

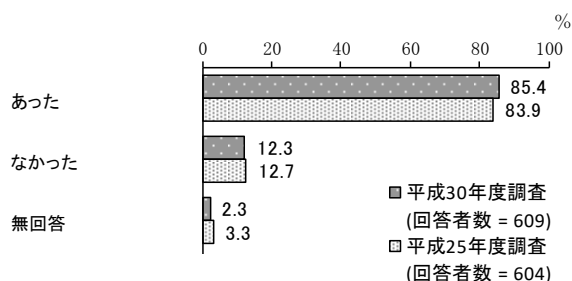


(5) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が85.4%、「なかった」の割合が12.3%となっています。

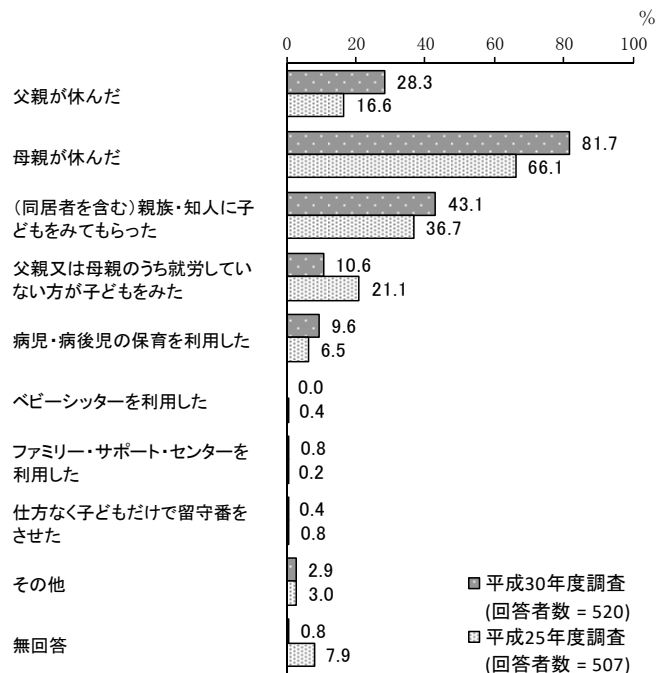
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が81.7%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が43.1%、「父親が休んだ」の割合が28.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

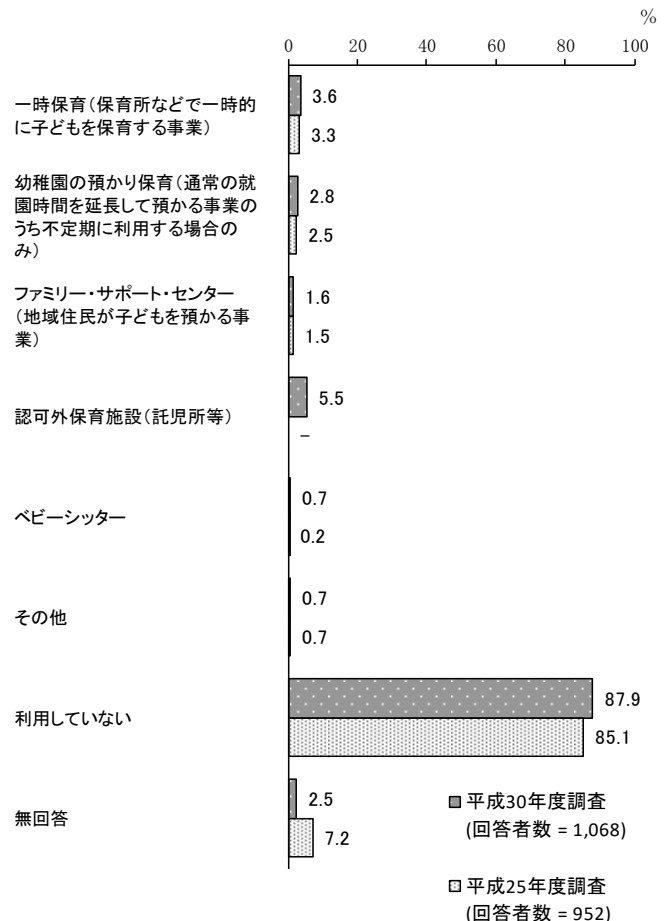


(6) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が87.9%と最も高くなっています。

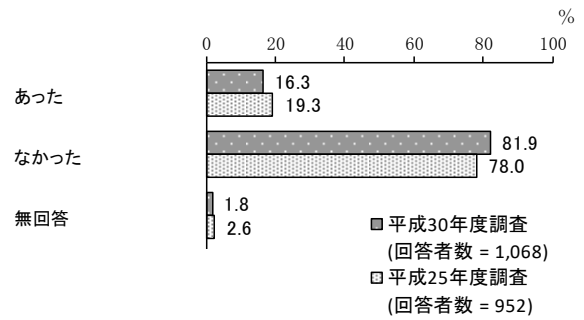
平成25年度調査と比較すると、「認可外保育施設(託児所等)」の割合が増加しています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が16.3%、「なかった」の割合が81.9%となっています。

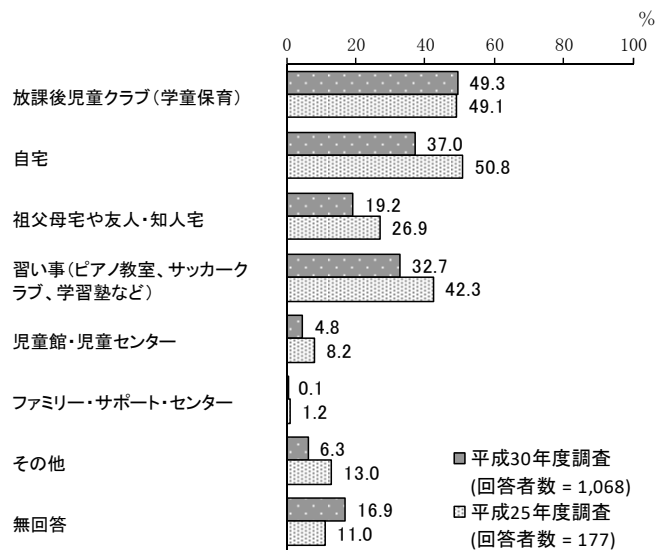
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(7) 小学校就学後の過ごし方について

「放課後児童クラブ（学童保育※）」の割合が49.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が37.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が32.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

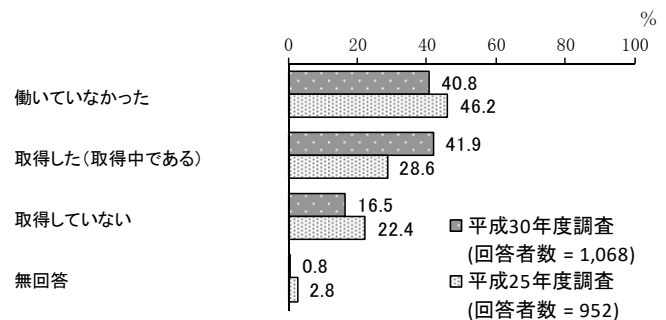


(8) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が41.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が40.8%、「取得していない」の割合が16.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。

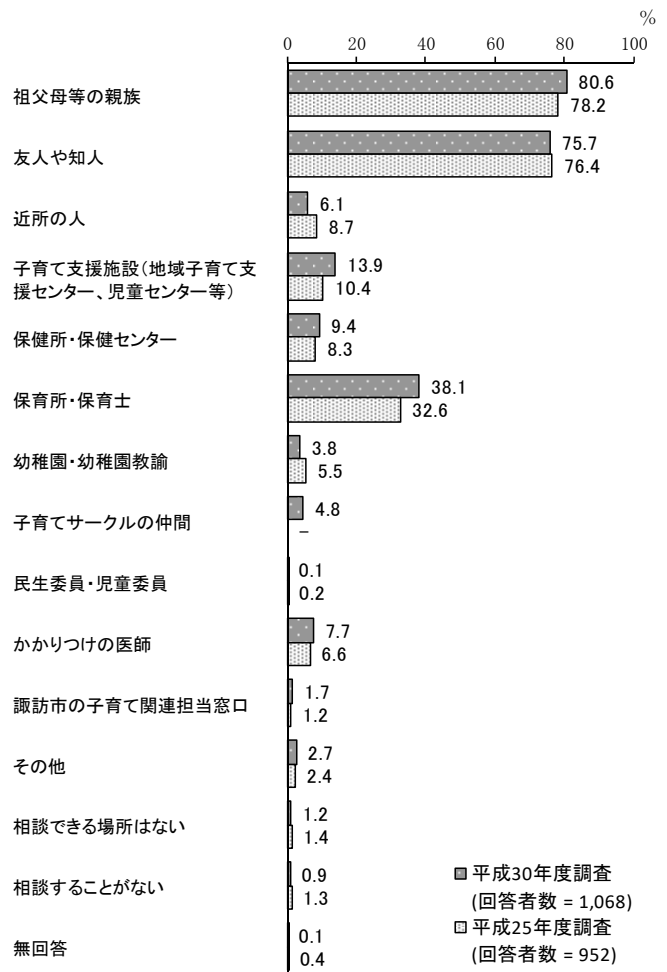


(9) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「祖父母等の親族」の割合が80.6%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が75.7%、「保育所・保育士」の割合が38.1%となっています。

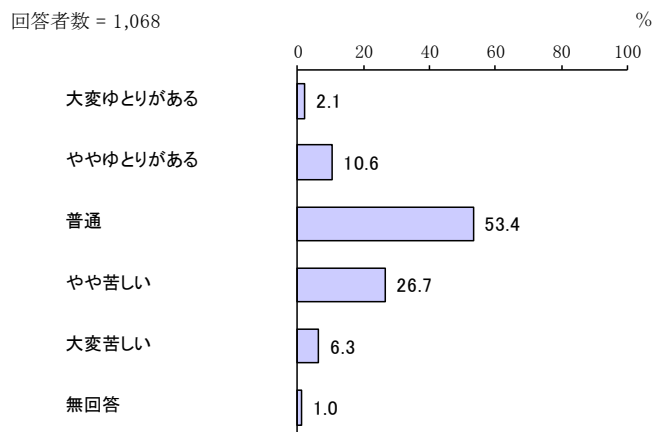
平成25年度調査と比較すると、「保育所・保育士」の割合が増加しています。



(10) ご家庭での生活状況について

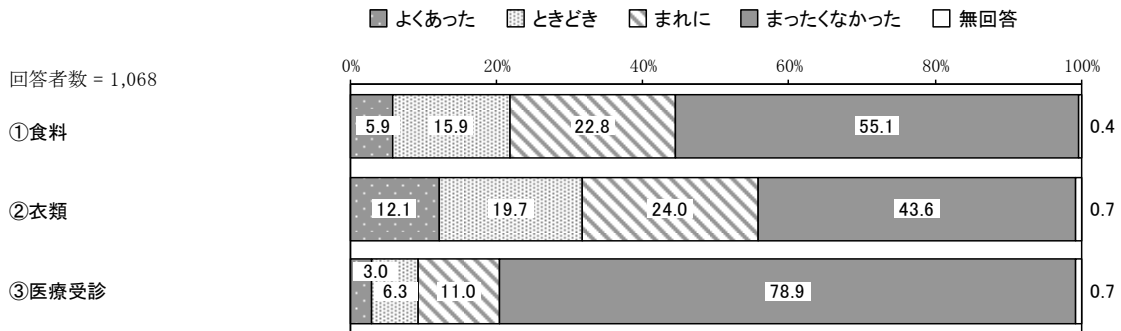
① 現在の暮らしの状況

「普通」の割合が53.4%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が26.7%、「ややゆとりがある」の割合が10.6%となっています。



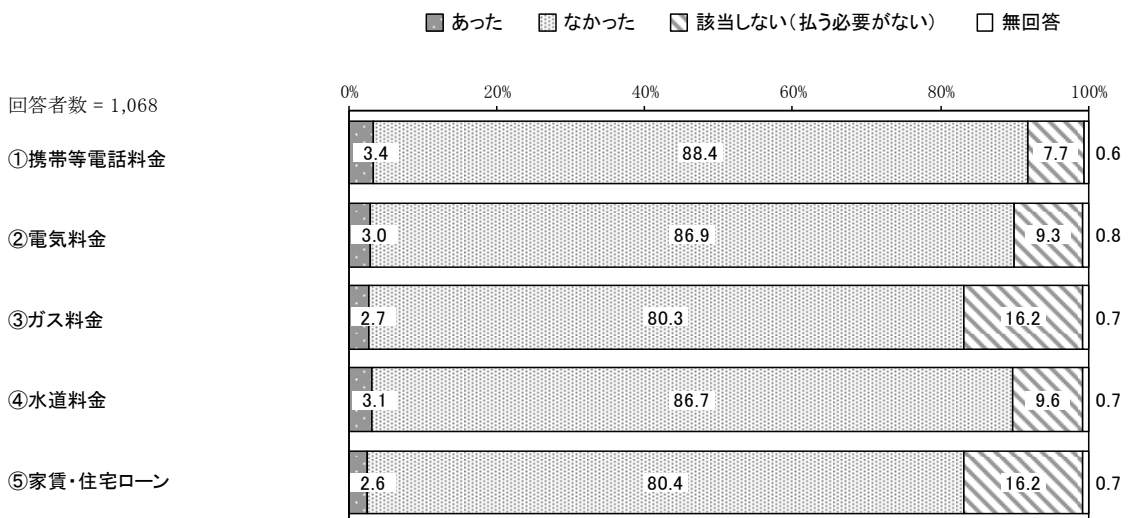
② 過去1年間にお金が足りなくて家族が必要とする物の購入を控えたことがあるか

『②衣類』で「よくあった」の割合が高くなっており、「よくあった」と「ときどき」を合わせた割合は『①食料』で21.8%、『②衣料』で31.8%、『③医療受診』で9.3%となっています。



③ 過去1年間に経済的な理由で以下の①～⑤のサービス・料金について支払えないことがあったか

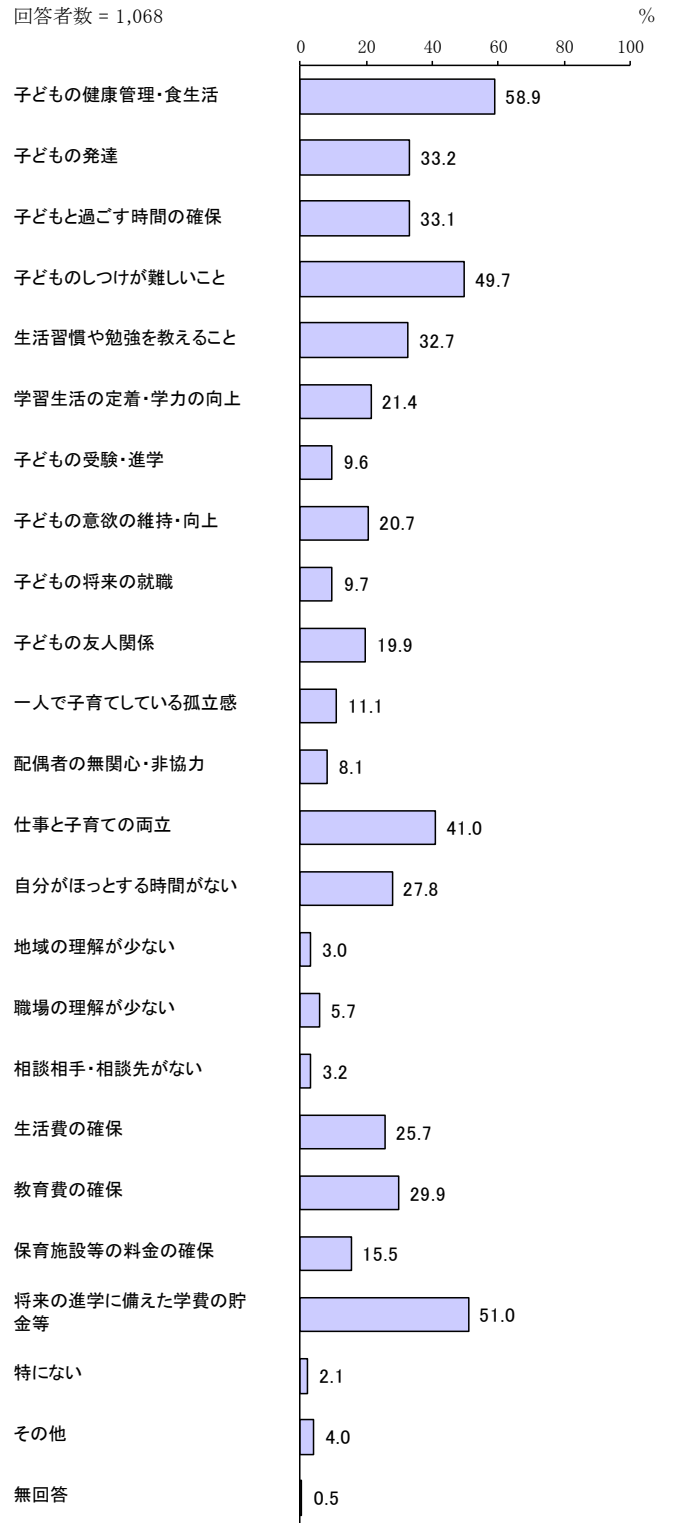
各項目で「あった」の割合が3%程度となっています。



④ 子育てをする上で、あなたが大変だと感じていること、悩んでいること

「子どもの健康管理・食生活」の割合が58.9%と最も高く、次いで「将来の進学に備えた学費の貯金等」の割合が51.0%、「子どものしつけが難しいこと」の割合が49.7%となっています。

回答者数 = 1,068



2 用語解説

<あ行>

M字カーブ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

<か行>

学童保育

就労等により保育を必要とする小学校の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の見込、確保・拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

コーホート変化率法

過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

<さ行>

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。

児童虐待

親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいい、大きく次の 4 つに分類される。

①身体的虐待、②育児放棄／ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

<た行>

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

<な行>

認可外保育所

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする保育所で、同法第 35 条第 4 項の規定に基づく認可を受けていない保育所。乳幼児の定員が 6 人以上の保育所など、一定の条件を満たすものは市町村への届けが必要となる。

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

<は行>

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

パートナーシップ

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体のこと。

P D C A サイクル

業務プロセスの管理手法の1つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター（すわ子育て支援ネットワーク“ぷりん”）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めること。

新プランでは、来年度から2023年度までのプランの期間内に約30万人分の受け皿整備を行い、その中で、2021年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消するために約25万人分の受け皿整備を図ることを目標としている。

放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する場。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

<ら行>

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けた取り組み。

3 計画策定経過

NO.	会議名	日程	場所	協議内容
1	平成30年度第6回保育所専門委員会（以下「委員会」）	平成30年11月20日（火）	議会棟第2委員会室	子ども・子育て支援新制度概要、第二期諏訪市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二事業計画」）ニーズ調査保護者アンケート内容・様式、策定スケジュール
2	ニーズ調査保護者アンケート	平成31年1月4日（金）～25日（金）	市内郵送	対象：就学前児童保護者全世帯1,955通 回収：1,068通 回収率：54.6%
3	第7回委員会	1月31日（木）	市役所302会議室	第二期事業計画策定状況報告（保護者アンケートの回収等の実施状況報告）
4	第8回委員会	2月18日（月）	大会議室	第一期子ども子育て支援事業計画進行管理報告・検証
5				4月1日 人事異動等による委員委嘱の改選
6	令和元年度第1回委員会	5月16日（木）	501会議室	統計による諏訪市の子ども・子育てを取り巻く状況報告、第二期事業計画アンケート調査結果速報、教育保育無償化の動向、令和元年度保育園等の入所定員
7	第2回委員会	8月2日（火）	501会議室	目標事業量（量の見込）について、基本理念及び基本目標について
8	第1回第二期支援事業計画関係課所会議（以下「課所会議」）	8月8日（木）	502会議室	第一期支援事業計画進捗状況、第二期支援事業計画の策定に向けて、策定方針、策定経過、意見交換
9	第3回委員会	8月29日（木）	501会議室	スケジュール、計画内容の協議（計画策定にあたって、計画の基本理念と施策体系、子ども子育て施策の展開、教育・保育事業量の見込と確保の内容について協議）
10	第2回課所会議	10月9日（水）	庁内LAN	WEB会議
11	第4回委員会	10月21日（月）	501会議室	第二期事業計画（素案）について
12	第3回課所会議	11月7日（木）	庁内LAN	WEB会議
13	第5回委員会	11月18日（月）	大会議室	第二期事業計画（案）について
14	パブリックコメント	12月23日（月）～ 1月22日（水）	公民館、市役所、こども課	3人から10件の意見提出（その他無記名のもの4件）
15	第4回課所会議	令和2年2月12日（水）	202会議室	第二期事業計画（案）の決定について
16	第6回委員会	2月12日（水）	議会棟第3委員会室	第二期事業計画（案）の決定について
17	第7回委員会	3月12日（木）	302会議室	第二期事業計画の決定について
18	市長報告	3月23日（月）	市長室	委員長・副委員長出席

4 策定委員名簿

○諏訪市保育所専門委員会（諏訪市版子ども・子育て会議）

（順不同・敬称略）

【H30.11月～H31.3月】

氏名	所属団体等
(委員長) 伊藤 武	諏訪市子ども育成会連合会 参与
(副委員長) 宮澤 節子	NPO法人すわ子ども文化ス テーション専務理事
池上 さゆり	諏訪市民生児童委員協議会 主任児童委員部会長
石田 望	諏訪聖母幼稚園 園長
大澤 宏美	諏訪市保育園保護者会連合会 副会長
乙黒 勝美	諏訪市PTA連合会会長
島津 美穂子	諏訪市子育て支援ネットワ ーク共同代表
中野 佐和子	長野県福祉大学校保育実習室 室長
古谷 良太	この街福祉会代表常務理事
関 知恵子	諏訪市保育協会会長

【H31.4月～R2.3月】

氏名	所属団体等
(委員長) 伊藤 武	諏訪市子ども育成会連合会参 与
(副委員長) 宮澤 節子	NPO法人すわ子ども文化ス テーション代表理事
池上 さゆり (～R1.11)	諏訪市民生児童委員協議会 主任児童委員 部会長
伊藤 恵美 (R1.12～)	諏訪市民生児童委員協議会 主任児童委員 部会長
花岡 伴子	諏訪聖母幼稚園園長
有賀 美佳	諏訪市保育園保護者会連合会 副会長
高井 秀一	諏訪市PTA連合会会長
島津 美穂子	諏訪市子育て支援ネットワ ーク共同代表
中野 佐和子	長野県福祉大学校保育実習室 室長
古谷 良太	この街福祉会代表常務理事
丸山 貴子	諏訪市保育協会会長

○諏訪市保育所専門委員会事務局

【H30.11月～R2.3月】

氏名	所属団体等
関 隆雄	諏訪市健康福祉部長
守屋 和則	諏訪市こども課長
小泉 知道	諏訪市こども課保育係長
唐木田 京子	諏訪市こども課子育て支援係長
濱 智之	諏訪市こども課保育係
田尻 裕美	諏訪市こども課保育係
土田 文子	諏訪市こども課保育係
久保田 由美子	諏訪市こども課保育係

○計画策定事業受託業者 株式会社 名豊 （名古屋市中区松原二丁目2番33号）